

令和7年度 教育委員会 第23回定例会 議案

1 日 時 令和8年3月11日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第45号議案	ふじのくに学校教育情報化推進計画の改訂	… 1
第46号議案	静岡県こども読書活動推進計画の策定	…31
第47号議案	静岡県読書バリアフリーの推進に関する計画の策定	…38

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 45 号議案

ふじのくに学校教育情報化推進計画の改訂について

学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき、別冊のとおり「静岡県学校教育情報化推進計画」として改訂する。

令和 8 年 3 月 11 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県学校教育情報化推進計画（案）
令和8年度～令和10年度

令和8年3月
静岡県教育委員会

はじめに

生成AIをはじめとするデジタル技術の加速度的な進展は、私たちの生活や社会の在り方を劇的に変容させています。少子高齢化やグローバル情勢の混迷など、先行きに対する不確実性が高まる中、これからの時代を担う児童生徒には、溢れる情報の中から真実を的確に見極め、多様な他者との対話を通じて新たな価値を創造していく力が、これまで以上に切実に求められています。

本県ではこれまで「ふじのくに学校教育情報化推進計画」に基づき、1人1台端末や通信環境の整備を強力に推進してきました。静岡県教育委員会は、この整えられた「デジタル学習基盤」を最大限に活用し、すべての児童生徒が多様で豊かな可能性を広げることができるよう、学びの質を「変革（DX）」させる段階へと歩みを進めます。

一方で、世界的にみると、いち早く教育の情報化を進めてきた国の中には、デジタル機器の過度な使用による学力低下を懸念し、デジタル教科書から紙の教科書への転換を図っている例があるのも事実であり、教育の情報化は非常に難しい舵取りを迫られています。こうした状況を注視しつつ、静岡県では、デジタルとアナログを二項対立的に考えるのではなく、デジタルとアナログの両方のメリットを生かし、実体験や対話といった「リアルな学び」をデジタルの力でいかに豊かにできるかを追求し、「主体的・対話的で深い学び」を展開してまいります。

静岡県教育委員会が目指すのは、児童生徒と教職員双方の「ウェルビーイング」の向上です。児童生徒が自律的に学ぶ喜びを享受できる環境を整えるとともに、校務の効率化によって授業やその準備に集中できる時間等を確保し、質の高い教育の実現を目指します。

静岡県の児童生徒が、デジタルを賢く使いこなし、心豊かに未来へ羽ばたいていけるよう、さらなる学校教育の情報化を力強く推進してまいります。

なお、今回の改訂に合わせ、計画の名称を「ふじのくに学校教育情報化推進計画」から「静岡県学校教育情報化推進計画」に改めます。

令和8年3月
静岡県教育委員会

目 次

1	計画の策定にあたって	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画の期間	1
(4)	計画の対象	1
2	国の考え方と方向性	
(1)	現行の学習指導要領における情報活用能力育成の位置付け	2
(2)	情報活用能力の抜本的向上に向けた国の方向性	3
(3)	デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方	3
(4)	生成A Iの利活用における国の基本的な考え方	3
(5)	教育DXロードマップにおける将来像	4
3	本県の学校教育の情報化の現状と課題	
(1)	児童生徒の資質・能力	6
(2)	教員のICT活用指導力	8
(3)	ICTの環境整備	9
(4)	学校における働き方改革と組織・体制	11
4	基本方針	
(1)	基本理念	12
(2)	基本方針	12
(3)	学校教育の情報化に関する目標及び指標	15
5	基本方針に基づく取組	
(1)	ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成	17
(2)	教員のICT活用指導力の向上と人材の確保	19
(3)	ICTを活用するための環境の整備	20
(4)	教職員と児童生徒のウェルビーイングを実現するICTの活用と推進	22
6	計画の推進	24

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

静岡県学校教育情報化推進計画（以下「本計画」という。）は、本県の学校教育の情報化の推進に関して、「教育DXロードマップ」をはじめとした国の将来ビジョンを念頭におきながら、取り組むべき事項を整理し、今後の県の施策の方向性及び学校教育の情報化の推進に係る具体的施策を示すものです。

(2) 計画の位置付け

次代の社会を担う児童生徒の育成に向けて、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境を整備するため、国や地方公共団体等による学校教育の情報化の推進に関する事項を定めた「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号。以下「法」という。）」が令和元年 6 月に公布・施行されました。

本計画は、法第 9 条第 1 項に基づき、本県における学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するため策定するものあり、同時に、法第 9 条第 2 項において努力義務とされている市町の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、静岡県教育振興基本計画の期間と合わせ、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間とします。

(4) 計画の対象

本計画では、県が県立学校の学校設置者の責務として実施する学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町立学校等を含めた施策や関係機関等との連携体制に関しても盛り込んでいます。

2 国の考え方と方向性

(1) 現行の学習指導要領における情報活用能力育成の位置付け

現行の学習指導要領における情報活用能力の取扱いは、以下のように定められています。

ア 小学校

(7) 総則での取扱い

第1章 第2 2 (1)において、情報活用能力（情報モラルを含む）を学習の基盤となる資質・能力として位置付けている。

また、情報活用能力の育成を図るため、各教科等の特質に応じ、次の学習活動を計画的に実施することとしている。

- ・児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動
- ・児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

(イ) 各教科等での取扱い

各教科等の内容の取扱いでコンピュータ等の適切な活用について言及している。特に総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程におけるコンピュータの適切な活用や、文字入力などの基本的な操作の習得等について配慮を求めている。

イ 中学校

総則における情報活用能力の育成の他、中学校技術・家庭科 技術分野の内容の1つである「情報の技術」において、指導項目を定めている。

ウ 高等学校

総則における情報活用能力の育成の他、共通教科「情報」（情報Ⅰ、Ⅱ）で指導内容を定めている。このうち情報Ⅰは必修科目（2単位）となっている。

学習指導要領解説では、情報活用能力が次のように定義されています。

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。

具体的には、次のような能力であるとされています。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。

(2) 情報活用能力の抜本的向上に向けた国の方向性

現在の教育課程でも情報活用能力の育成が目指されているものの、情報活用能力の育成に係る指導内容が不十分であり、かつ小中高を通じた育成体系が不明確であり、指導に必要となる条件整備も十分とは言えないといった課題が顕在化しています。

学習指導要領の改訂に関する審議会では、論点整理（令和7年9月25日）の中で情報活用能力の抜本的向上について示されました。その中では、小中高を通じた体系的・抜本的な教育内容の充実、改訂を支える十分な整備、さらなる変化への対応（改訂後の教育課程の改善等）が、具体的な方向性と論点として示されています。

また、探究的な学習の質の向上のために情報活用能力が重要だが、探究的な学習と情報活用能力が十分に連携されていないことも問題点として指摘されており、探究的な学びの基盤となる情報活用能力の整理をしていくことが目指されています。

(3) デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方

現行の学習指導要領では、5人に1台程度のICT端末の整備状況を前提に、情報手段の活用や、コンピュータや情報通信ネットワークの積極的な活用が記載されています。その後のGIGAスクール構想によって、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク等の一体的な整備が進みました。さらに、令和6年11月には、文部科学省はデジタル学習基盤を定義（＝1人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成される一連の学習基盤）し、その役割を示しました。

しかし、実際には、デジタル学習基盤を前提とした教育活動が実践されていなかったり、ICTの活用が教具的な発想に留まったり、探究的な学びにおけるICT活用が諸外国と比較して低位であったりする問題点が指摘されています。そのため、論点整理（令和7年9月25日）では、デジタル学習基盤を前提にした学習指導要領の改訂が方向性として示されています。

(4) 生成AIの利活用における国の基本的な考え方

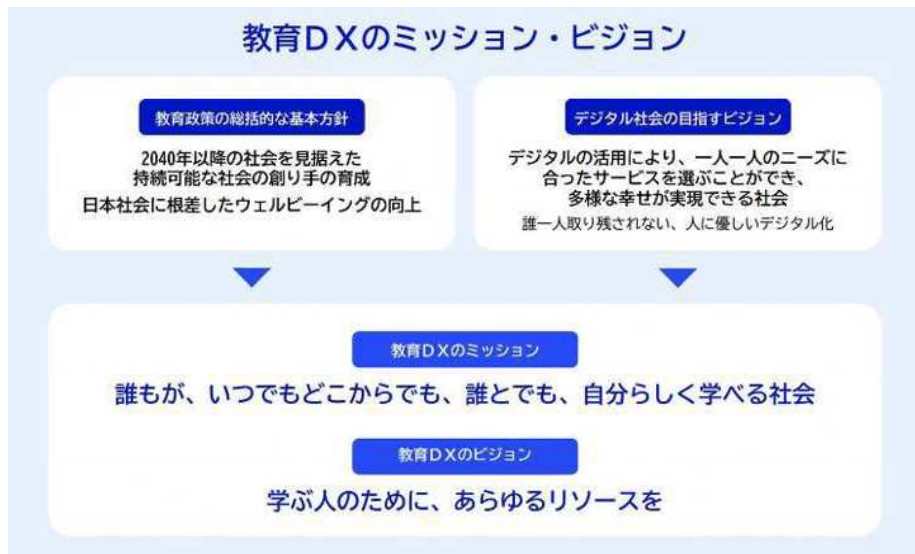
文部科学省が策定した「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（令和6年12月改定）」における国の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・生成AIを有用な道具になり得るものと捉え、出力を参考の一つとして、リスクや懸念を踏まえた上で、最後は人間が判断し、責任を持つことが重要
- ・学習指導要領に定める資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用
- ・学びの専門職としての教師の役割が一層重要
- ・生成AIの仕組みの理解、学びに生かしていく視点、近い将来生成AIを使いこなすための力を、各教科等の中において意識的に育てていく姿勢は重要
- ・生成AIが社会生活に組み込まれていくことを念頭に、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていくことが必要

(5) 教育DXロードマップにおける将来像

文部科学省は「教育データ利活用ロードマップ（令和4年1月）」を令和7年6月に改訂し、関係省庁とともに「教育DXロードマップ」を策定しました。これは「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも自分らしく学べる社会」という教育ミッションの実現を目指し、関係省庁が連携して施策を推進するための青写真と工程表を整理したものです。この中では、単に学校のICT化を進めるだけでなく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、社会全体の変革を支える人材育成を目指す将来像が描かれています。

教育DXロードマップに示されているミッション・ビジョンは以下のとおりです。



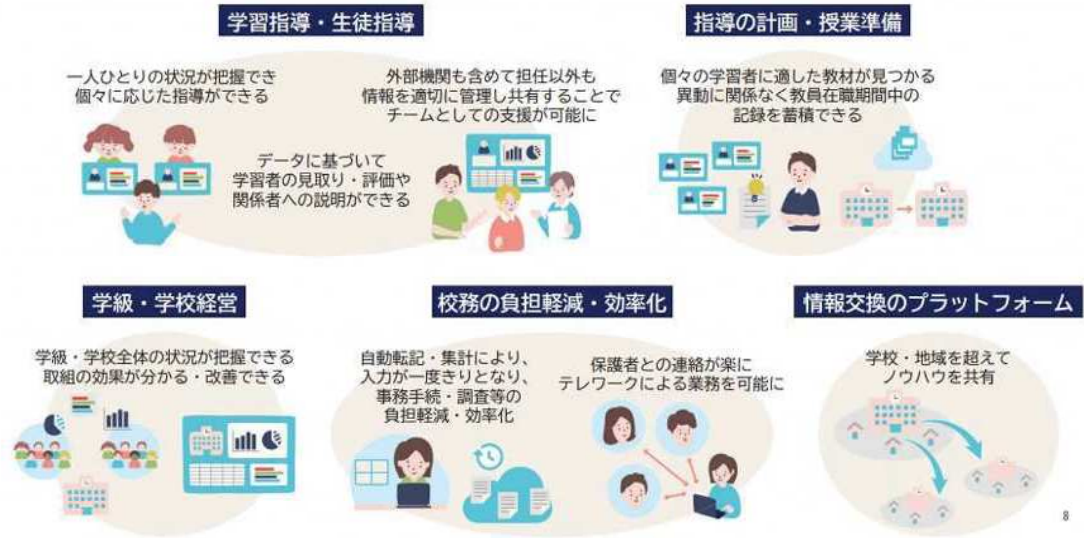
教育DXロードマップ（令和7年6月13日）より

これらのミッションを実現した際には、学習者だけでなく、保護者や教職員等のそれぞれの立場にとって恩恵のある将来イメージが次のように示されています。

教育DXによって実現する将来イメージ（学習者・保護者の立場から）



教育DXによって実現する将来イメージ（教職員の立場から）



また関係施策の目標については以下のように示されています。

	As Is	2028～2029（R10～11） 校務DX・デジタルを前提にした多様な学びの進展	To be DXによる自分らしい学びの実現
デジタル化による校務・事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 校務支援システムを自前サーバーに構築し、職員室に固定された端末からのアクセスを前提とした校務 紙ベースの業務が主流 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代校務DX環境の全国的な整備 アカウント管理に必要な情報はシステム間でワンストップで連携可能 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる業務のデジタル完結・情報のフンスオンリーが徹底 →教師が子供に向き合える環境を整備
多様な学びのための学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 1人1台端末は整備済だが、校内外のネットワークが不十分 端末の利活用状況の格差 	<ul style="list-style-type: none"> GIGA第2期端末が県域で調達され、日々効果的に活用 必要なネットワーク環境が整備済 自治体が多様なツールを調達できるよう支援し、発達の段階に応じて、生成AI等も含む自分にあったツールで学ぶことができる環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 端末やネットワークといった学習環境が整備 多様なツールを組み合わせた自分らしい学びが全国に普及 →多様なツールで学べる環境を実現
データによる学習者の自己理解・教師の見取りの充実	<ul style="list-style-type: none"> 標準規格・標準化の実証は進むが、内容情報の実質化や社会実装に課題 データ利活用の先行事例は蓄積されているが、取組状況には自治体間格差 	<ul style="list-style-type: none"> 標準規格の普及やデータ標準の実装が進み、システム間のデータ連携が可能 名寄せ等の作業を人力で行うこと（目検等）を最小化しつつ、ダッシュボード等でデータの可視化が実現 	<ul style="list-style-type: none"> 多様なデータを活用し、学習者が自分の状況を理解したり、教職員が学習者の状況を深く・多面的に理解できる →データで学習者の学びを支援
生涯を通して学びのデータを活かせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> データ連携の取組や検討が主に自治体内の連携に限定 	<ul style="list-style-type: none"> 転進時のデータの学校間の引継ぎのデジタル完結が先行自治体より段階的に開始 高等教育分野における共通基盤の活用促進等、各教育段階で本人起点でのデータ活用の社会実装が段階的に開始 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の意思で学びの履歴を持ち運べ、学びの成果をどこでも活用し、自己実現することや必要な支援を受けることにつなげられる →生涯にわたって多様なリソースを学ぶ人のために
主なマイルストーン KPI	次世代校務DX環境への移行（2026-2029）		
	GIGA第2期（2024-2028）	GIGA第3期（2029-）	
	<ul style="list-style-type: none"> 必要なネットワーク速度確保済みの学校100%（～2025） 全国学力・学習状況調査を順次CBT化（2025-） 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル教科書を実践的に活用する学校100%（2028） 	

教育DXロードマップ（令和7年6月13日）より

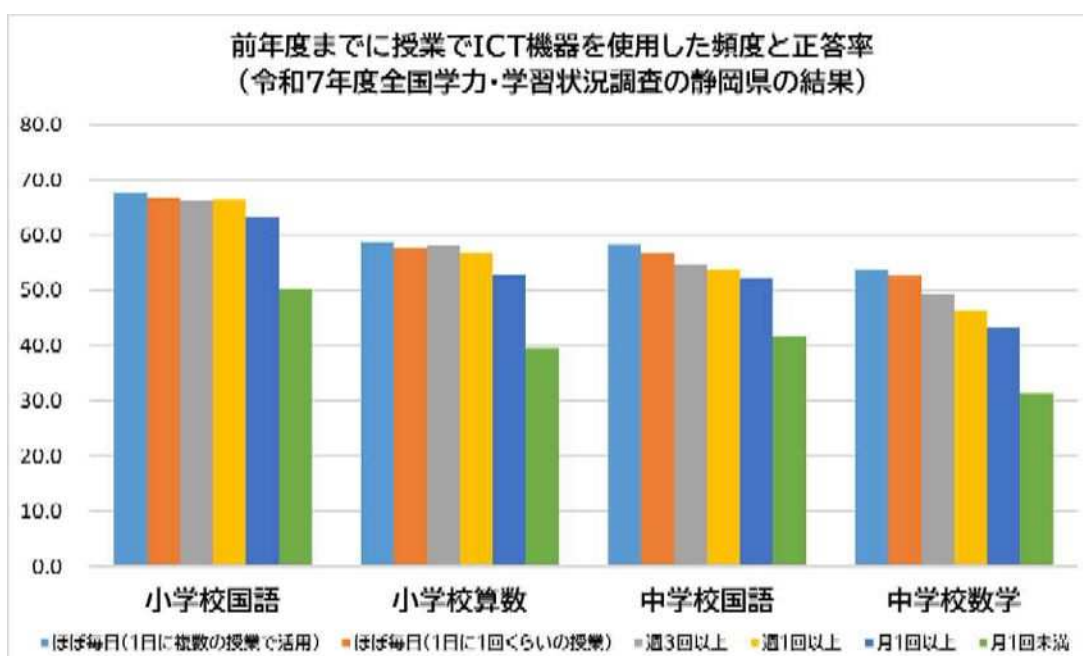
3 本県の学校教育の情報化の現状と課題

(1) 児童生徒の資質・能力

生成A Iの加速度的発展によりSociety5.0のリアリティが増す中で、情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用できる能力を有し、新たな価値を創造する社会の実現に貢献できる人材の育成が不可欠です。

静岡県では、これまでICT環境の整備を進めたことにより、多くの授業でICT機器を活用した授業が行われるようになりました（授業でICT機器を活用した教員が80%以上の学校：H31 70.6%→R6 93.5%）。

また、令和7年度全国学力・学習状況調査の結果では、静岡県においては授業におけるICT機器の使用頻度が高い児童生徒は、使用頻度が低い児童生徒に比べて国語や算数（数学）の正答率が高い傾向があります。



授業へのICT活用は、資質・能力の向上に繋がる可能性を秘めているものの、漫然とICT機器を使用するだけでは、従来の学習方法の延長にすぎず、期待される情報活用能力の向上に繋がりません。

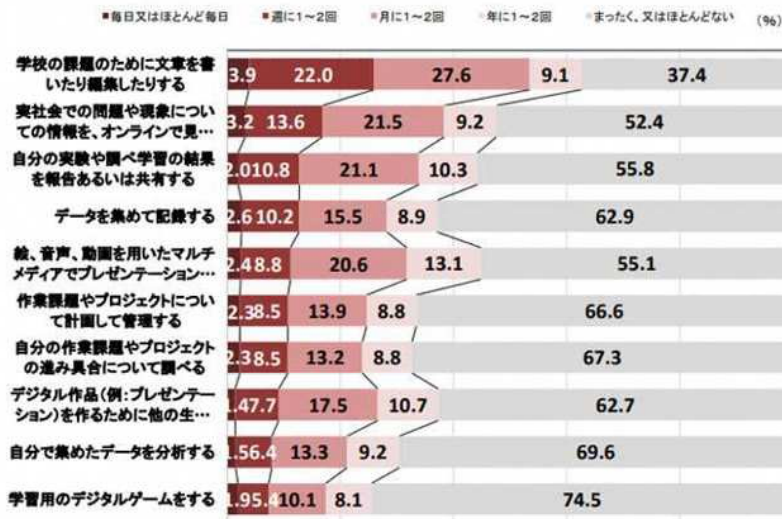
実際、多くの学校でICTが活用されている一方で、「1人1台端末を週3回以上使用している」と回答した小中学校における、使用場面の割合を見てみると、「調べる」場面に比べ、「自分の考えをまとめ、発表・表現する」場面での活用率が低く、情報を整理してまとめるような場面でのICTの活用は限定的であると考えられます。（令和7年度全国学力・学習状況調査）。

文部科学省の論点整理では、探究的な学習と情報活用能力が十分に連携されていないことが課題として挙げられていますが、特に、日本の高校生は探究的な学習の際にICTを活用していないことがPISA2022（OECD学習到達度調査）で明らかになっており、本県においても同様の傾向があると考えられます。

○高校生自身が情報を集める、集めた情報を記録する、分析する、報告するといった場面でデジタル・リソースを使う頻度は他国に比べて低く、「ICTを用いた探究型の教育の頻度」指標はOECD平均を下回っている。

ICT活用調査 問5 ICTを用いた探究型の教育の頻度（日本）

「今年度、あなたは次の活動をするためにデジタル・リソースをどのくらい使いましたか。」



ICT活用調査「ICTを用いた探究型の教育の頻度」指標

左の10項目の回答割合から指標値を算出。

OECD平均	0.01
29位 日本	-0.82

※ ICT活用調査に参加したOECD加盟国29か国の平均値が0.0、標準偏差が1.0となるよう標準化されており、その値が大きいほど、ICTを用いた探究型の教育の頻度が高いことを意味している。

OECD 生徒の学習到達度調査 PISA2022 のポイント（国立教育政策研究所）

また、情報活用能力の向上に有効な手段となり得る生成AIの活用事例がまだ少ないことも課題といえます。初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（文部科学省）では、「情報活用能力の育成に当たっては、生成AIが社会の中で果たす役割や影響、生成AIに関する法・制度やマナー等について科学的な理解に裏打ちされた形で理解すること、問題の発見・解決等に向けて生成AIを適切かつ効果的に利活用し、情報社会に主体的に参画する態度を身に付けていくことが期待される。（中略）生成AIが更に社会生活に組み込まれていくことを念頭に置き、発達の段階や各学校段階、児童生徒を取り巻く環境や地域の実情等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていく必要がある。」とされています。

(2) 教員のICT活用指導力

静岡県の教員のICT活用指導力は向上しており、全国平均と比べても遜色ないレベルとなっています。

<R6 学校における教育の情報化の実態等に関する調査 ～教員のICT活用指導力の状況～>

調査項目	全国	静岡県	順位
教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	90.7%	90.6%	27位
授業にICTを活用して指導する能力	82.2%	82.4%	18位
児童生徒のICT活用を指導する能力	83.1%	83.5%	19位
情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	89.2%	89.7%	17位
令和6年度中にICT活用指導力の現況の各項目に関する研修を受講した教員の割合	73.5%	77.7%	17位

さらに詳しく分析してみると、ICTを活用して効果的に教材を提示することができる教員の割合に比べて、協働学習で児童生徒にICTを活用させることができる教員の割合は10ポイント程度低くなっています。主体的・対話的で深い学びにつながるICTの活用を推進していくためには、さらなる教員のICT活用指導力の向上が必要です。

調査項目	静岡県
コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示することができる	94.2%
協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータなどを効果的に活用させることができる	84.9%

また、ICT技術は日々進歩しているため、新しい技術に対応し、適宜活用できる教員の育成も不可欠です。

その他、機器の操作方法の習得、トラブル対応、授業での活用方法の検討などによる教員の負担を軽減するためにも、ICTに関する知識・技能の向上やサポートする仕組みが必要です。

(3) ICTの環境整備

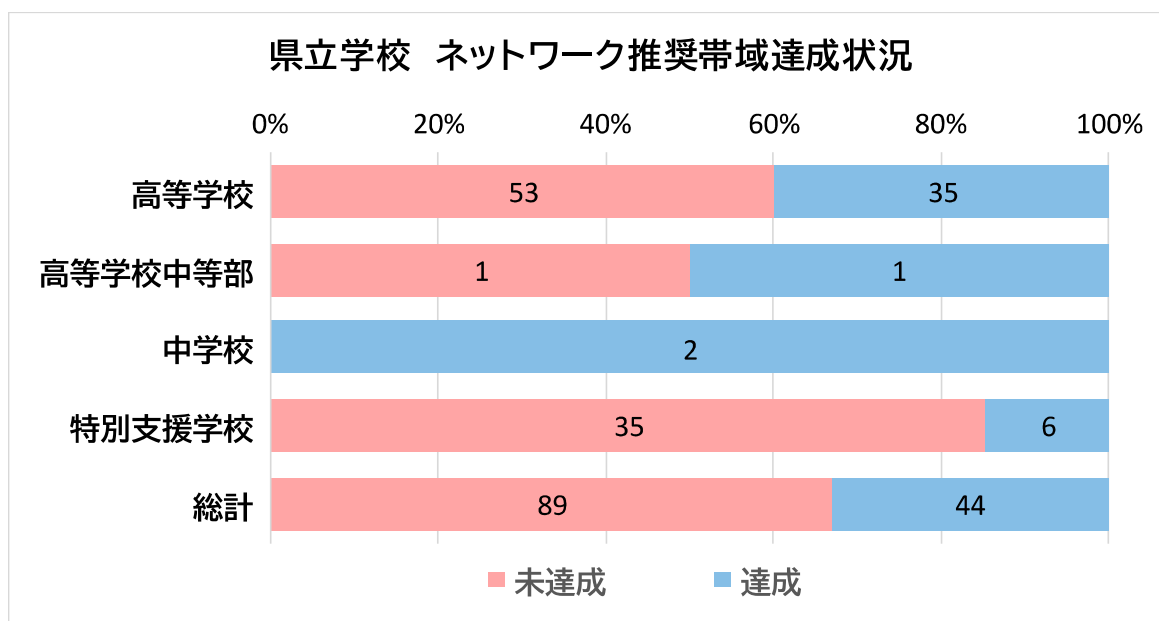
ア ICT環境

1人1台端末整備及び普通教室までのインターネット接続環境は確実に整備されており、教員用のコンピュータの整備率も校務用も指導者用も100%を上回っています。

<R6 情報化実態調査～学校におけるICT環境の整備状況>

調査項目	全国	静岡県
児童生徒1人当たりの学習者用コンピュータ台数	1.1台	1.1台
無線LAN又は移動通信システム(LTE等)によりインターネット接続を行う普通教室の割合	99.3%	100%
普通教室の大型提示装置整備率	91.0%	95.6%
教員の校務用コンピュータ整備率	131.2%	123.2%
教員の指導者用コンピュータ整備率	137.3%	110.7%
統合型校務支援システム整備率	94.8%	99.8%

一方、1人1台端末の整備により、一層の増加が見込まれるICT活用に対応した通信環境を維持する必要がありますが、本県では、文部科学省の推奨帯域を確保している県立学校は3割程度で、ネットワーク速度に課題があります。

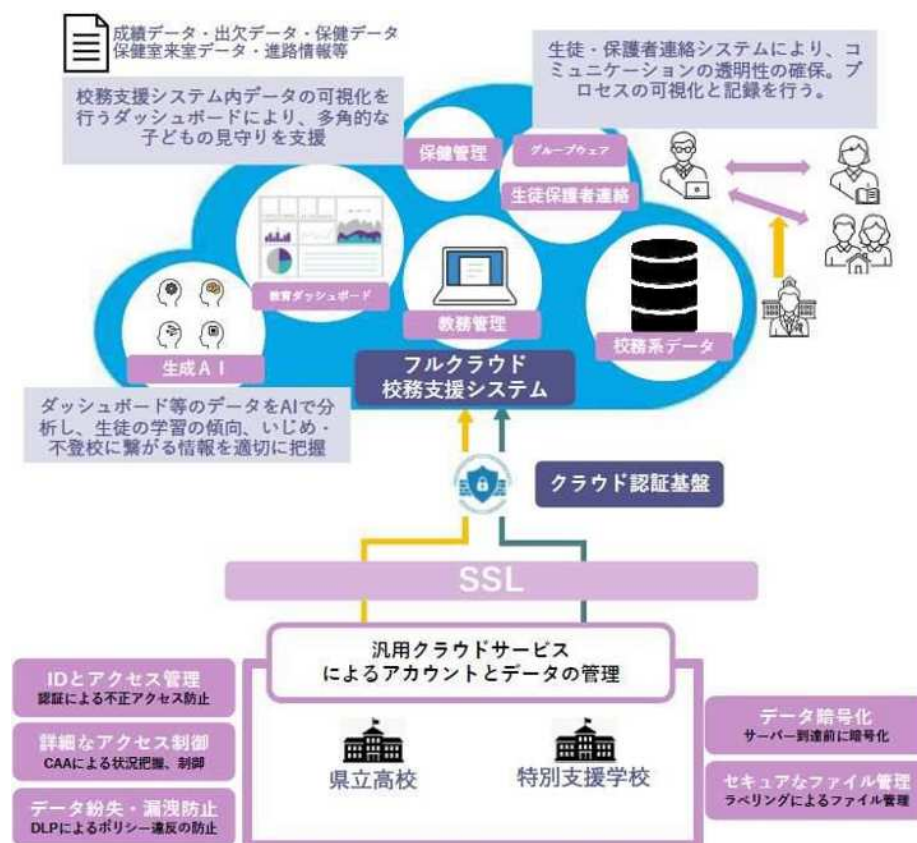


イ 次世代校務DX環境整備

- 県立学校においては、校務DXの中核を担う校務支援システムについて、以下のような問題があり、次世代校務システムへの刷新が喫緊の課題となっています。
- 児童生徒の学習成績、出欠、保健管理等のデータが個別のシステムで管理されるため、これらを横断的に連携させ、効果的に利活用する基盤が不十分である。
 - 校務に関する様々なシステムが個別に構築されており、それぞれに構築・運用・保守を行うため、トータルコストが増加している。
 - 児童生徒や保護者への連絡手段が学校ごとに異なるシステムで導入されているため、県立学校全体で統一的な連絡体制や方針を定めることが困難である。
 - 次世代校務支援システムとの連携において、現在導入している汎用クラウドサービスは、認証基盤（IdP）としての信頼性や運用管理機能が不足しており、セキュアなシングルサインオン環境の構築に課題がある。

次世代校務支援システムについては、県費負担教職員の人事異動の際の負担軽減、効果的なデータ利活用、校務支援システム等の調達コストの削減等の観点から市町教育委員会の共同利用を前提とした県域での共同調達を検討していく必要があります。

また、文部科学省が推進する「次世代の校務デジタル変革（校務DX）」では、システム、ネットワーク、セキュリティの一体的な刷新が目指されています。国の動向を注視しつつ、持続可能で柔軟なICT環境の整備・改善を計画的に進めていく必要があります。



(4) 学校における働き方改革と組織・体制

令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務づけられました。これを受け、静岡県は、令和7年12月に「学校における業務改革プラン（業務量管理・健康確保措置実施計画）」を策定しました。今後はこの計画に沿った実効性のある業務改善への取組みが求められます。

静岡県では、これまでもICTを活用した業務改革に取り組んできており、時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教員の割合は徐々に低くなってきているものの、未だに時間外在校等時間の長さが課題となっており、校務DXによる業務の効率化は急務です。

項目	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	実績値 (R6)
時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教員の割合	小 40.5%	小 35.2%	小 29.2%	小 27.6%
	中 59.2%	中 50.7%	中 45.4%	中 44.0%
	高 31.1%	高 34.2%	高 33.6%	高 32.3%
	特 7.4%	特 6.6%	特 5.3%	特 5.4%
校務の分類・整理及び見直しにおいて、ICTを有効活用した授業改善や校務の効率化に取り組んだ学校の割合	小 96.2%	小 93.9%	小 94.4%	小 93.6%
	中 92.3%	中 97.6%	中 95.2%	中 92.1%
	高 90.0%	高 90.9%	高 89.9%	高 94.5%
	特 73.7%	特 86.8%	特 74.4%	特 82.5%

教育DXロードマップでも、積極的なデジタル化を進め、データ入力の効率化やデータ連携により、教職員の負担を大幅に軽減し、学習者に向き合う時間を確保することが取組の第一歩とされています。

なお、業務改善に不可欠な「校務支援システム」については、3(3)と同様、将来的な「次世代校務支援DX環境」による教職員の働き方を見据えた整備・改善を検討する必要があります。

また、授業におけるICT利活用や教職員の業務の効率化は県だけでなく全市町共通の課題であることから、好事例の横展開や情報共有など、広域的な連携が求められます。

4 基本方針

(1) 基本理念

現行の学習指導要領は、A Iの存在を前提として、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」といった、社会の変化が加速し、複雑となるこれからの時代に必要な資質・能力を確実に育成することを目指しています。

その実現のためには、I C Tは学校教育の基盤的なツールとして必要不可欠なものであり、単なる技術の導入にとどまらず、A Iやロボティクス、ビッグデータ解析といった先端技術の活用を前提とした教育に変革していく必要があります。

こうした変革を進めながら、変化の激しい時代において、問題の発見・解決に向けて、情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用できる能力を有し、場所・時間・言語等の制約から解放され、他者と協働して新たな価値を創造する社会の実現に貢献できる人材の育成を目指します。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向けて、学校教育の情報化を取り巻く現状と課題に対応するため、次の4つの柱ごとに基本方針を定めることとします。

ア I C Tを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ・情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用できる「情報活用能力」の向上を目指し、多様なI C Tツールの導入、多様なリソースを目的に応じて適切に取捨選択することを通じて、課題解決や探究ができる力を育みます。
- ・生成A I等を含んだ情報技術を扱う上での危険性やセキュリティの大切さ、基本的な仕組み等の理解を促します。
- ・デジタルプラットフォームやA Iアシストツール等の多様なI C Tツールの導入・活用により、個人の進捗状況や理解度に応じた学習の実現、さらには災害時等でも学びが止まることのない、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」（国の「教育D Xロードマップ」）の実現を目指します。
- ・今後更なる普及が見込まれる生成A Iを、A Iの特性を理解した上で授業等へ効果的に導入するとともに、児童生徒が主体的に使いこなす力を育てていきます。

イ 教員のI C T活用指導力の向上と人材の確保

- ・デジタルに特化した研修を充実させるとともに、I C Tを活用する目的を明確に定め、デジタルとアナログのバランスのとれた授業が行えるスキルを持つ教員育成を目指します。

- ・生成AIなど日々進化するICT技術に対応するため、研修やサポート体制構築による教員の継続的なスキルアップと情報リテラシーの向上を図ります。
- ・そのために、ICTに関する専門知識を有する者による教員に対する継続的な支援を実施します。

ウ ICTを活用するための環境の整備

- ・ICT環境に関しては、ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、通信環境の改善を図り、汎用クラウドサービスの活用も検討していきます。
- ・校務支援システムに関しては、次世代校務DX環境に対応した基盤の検討をしていきます。
- ・次世代校務DX環境の実現により期待される効果は以下のとおりです。
 - 学習データや健康データなど、様々な情報を一元管理することで、児童生徒一人ひとりの特性や状況を多角的に把握でき、個に応じた支援が可能となります。
 - 各システムの統合を行うことで、データ連携がスムーズとなり、二重入力等のムダな作業が無くなるとともに、システムの一括運用・保守を行うことでトータルコストを削減します。
 - システムをクラウド化することにより、大規模災害等が起きた場合にも、業務の継続性を確保することを可能とするとともに、校務をロケーションフリー化することで、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が可能になります。
 - 県立学校で統一された連絡システムを利用することで、コミュニケーションの透明性を確保できます。

エ 教職員と児童生徒のウェルビーイングを実現するICTの活用と推進

- ・「学校における業務改革プラン」の指標にある「一年間における教員の時間外在校等時間の1箇月平均30時間以下」とする目標を実現するために以下を推進します。
 - 県立学校の校務用端末モバイル化に伴う会議のペーパーレス化やチャット等の活用を推進します。
 - 生成AIやクラウド活用等新たなニーズを踏まえた研修の充実や事例の共有などを進めます。
- ・年齢、障害の有無、言語等に関わらず、ICTを活用することで全ての児童生徒及び教職員の情報アクセシビリティを高めていきます。
- ・推進体制としては、県教育委員会の関係課で構成する横断的組織「ICT教育戦略室（TEACICT）」による情報交換のほか、現場の知見を活かすべく県立学校の教員をメンバーに加え、令和7年度に立ち上げた「スクールDX推進チーム」により、実効性のある取組や学校への展開について議論していきます。

- 生成A Iのような先端技術や、オンライン授業等の遠隔教育技術を含む多様なI C Tツールを活用することで、児童生徒が多様なスタイルに合わせて学ぶことができるようにします。
- 静岡県全体の教育のI C T化を推進するため、県内市町教育委員会の情報教育担当者を主な構成員とした「静岡県I C T教育推進協議会」等を通じて、情報共有や意見交換を密に行っていきます。

(3) 学校教育の情報化に関する目標及び指標

本計画に基づく学校教育の情報化の推進の進捗状況は、次の指標により把握します。

ア ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

指標名	目標値 (R10)	現状値 (R6)
学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うと答える児童生徒の割合	100%	小 94.2% 中 95.5% 高 94.3% 特 92.7%
自分で調べる場面で、ICT機器を週3日以上使用させている学校の割合	100%	小 74.7% 中 79.0% 高 - 特 -
自分の考えをまとめ、発表・表現する場面で、ICT機器を週3日以上使用させている学校の割合	100%	小 55.4% 中 60.0% 高 - 特 -
情報モラルに関する教育活動を実施した学校の割合	100%	小 99.3% 中 100% 高 99.1% 特 90.0%

イ 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保

指標名	目標値 (R10)	現状値 (R6)
授業中にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合	100%	82.4%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合	100%	89.7%
ICT活用に係る研修を受講した教員の割合	100%	77.7%
授業で生成AIを活用する県立高校の割合 ※生徒が使う又は教員が使用する場面を見せる	20%	—

ウ ICTを活用するための環境の整備

指標名	目標値 (R10)	現状値 (R6)
必要なネットワーク速度が確保できている県立学校の割合	77.7% R12年度末に100% ※県ネットワーク整備計画	33.1%
次世代の校務支援システムの導入を予定する自治体	100%	—
学校教育情報セキュリティ監査の全県立学校への実施（3年間）	100%	—

エ 教職員と児童生徒のウェルビーイングを実現するICTの活用と推進

指標名	目標値 (R10)	現状値 (R6)
時間外在校等時間が月当たり 45 時間を超える教員の割合	0%	小 27.6% 中 44.0% 高 32.3% 特 5.4%
校務の分類・整理及び見直しにおいて、ICTを有効活用した授業改善や校務の効率化に取り組んだ学校の割合	100%	小 93.6% 中 92.1% 高 94.5% 特 82.5%
希望する児童生徒がいた場合に、遠隔教育（オンライン授業や映像配信など）を実施できる体制を整えている学校の割合	100%	—
半分以上の教員が生成AIを校務で活用する県立学校の割合	100%	—

5 基本方針に基づく取組

(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて学びや指導のスタイルの変革を図り、児童生徒の学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成に努めます。

ア 情報技術を活用する能力の育成

■ ICTを活用した探究的な学びや教科横断的な学びの充実

- ・ 県立高校では、探究学習の推進を図るため、令和6年度に情報共有サイト「探Qラボ Shizuoka」を開設しました。今後は、当サイトの活用に重点を置き、生徒の主体的・協働的な探究学習を推進していきます。
- ・ DXハイスクール推進事業の指定校（R6：20校、R7：23校）において、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材の育成に取り組みました。情報Ⅱ等の開設予定校は23校中11校（R7）となっています。今後もICTを活用した文理横断的・探究的な学びの強化を目指します。

■ 教育データの利活用に向けた取組の充実

- ・ 令和7年度に県立高校9校、特別支援学校全校にデジタルプラットフォームを導入し、児童生徒の個々に応じたきめ細かな支援の実現に向けた試行を行いました。令和8年度以降は、導入校における成果を基に、教育データの効果的な利活用のあり方を研究していきます。

■ 高校生のデジタル人材育成

- ・ 経済産業部所管のデジタル人材育成協議会への参加、デジタル戦略課と連携した企業・大学等によるプログラミング教育など、部局や組織をまたいだ事業連携により、実行力のある取組を進めていきます。
- ・ 専門高校等においては、アナログな基礎技術の理解に加え、DXやAI、IoTといった先端技術を各専門分野の学習や実習に実践的に取り入れる『学びの高度化』を進めていきます。

■ 多様な学習ツールの活用

- ・ 小中学校の研究指定校等を対象に、授業での活用方法について研修を実施したほか、特別支援学校情報担当者を対象とした研修会を開催し、ICT活用による実践事例の情報交換を実施しました。今後も、授業での効果的な活用方法の研究と研修会を継続的に実施するとともに、学習ツールの活用好事例の共有化に努めます。
- ・ 県立高校の外国にルーツをもつ生徒を対象に、AIドリル等を活用した主体的な学習参画の取組を進めました。今後は、AIドリル等を活用したカリキュラムや教育プログラムの開発を進めていきます。

- ・「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」（国の「教育DXロードマップ」）の実現に向け、多様なICTツールの導入・活用を図っていきます。

イ 情報技術の適切な取扱いができる能力の育成

■情報モラル教育を通じたメディアリテラシーやセキュリティへの理解の向上

- ・これまで、県立高校向けに情報モラル教材を作成するとともに、児童生徒への情報モラル教育を実施するための教員向け研修を実施してきました。今後も、生成AI等も含めた情報技術の適切な取扱いができるよう、情報モラル教材や指導方法に関する情報提供と、情報モラル教育のための研修の充実を図ります。

■県警等と連携した取組

- ・これまで、県教育委員会・県警察本部・携帯電話事業者等が連携してインターネット等を安全に使うための「小中学校ネット安全・安心講座」を開催し、小中学校に対して情報モラル講座を実施してきました。今後も、県警や民間事業者等と連携しながら情報モラル教育を充実させていきます。

ウ 情報技術の特性の理解の向上

■教育活動で生成AI等の先端技術を活用することによる理解の向上

- ・生成AIについては、教育活動で安全に活用するための県のガイドラインを策定し、県立学校及び市町教育委員会にも共有しました。情報活用能力の向上に有効な手段となり得る生成AIを上手に活用していくため、学習場面において児童生徒が情報技術の特性の理解を深めていけるよう、ガイドラインのアップデートや生成AIの活用について研究を進めていきます。
- ・また、県立高校においては、DXハイスクール推進事業や「行きたい学校づくり」推進事業も活用しながら、生成AI等の活用や教育プログラムの研究を進めていきます。

■生成AIの危険性、問題点などについての指導

- ・生成AIリテラシー動画を作成してオンデマンド研修を実施しています。今後も研修動画の内容充実と不断のアップデート及び研修の拡充を図ります。
- ・また、児童生徒に対しては、生成AIの特性（回答に誤りが含まれる可能性等）、個人情報取扱いや著作権等の法的課題について正しく理解させるとともに、回答結果を鵜呑みにせず活用する態度を養うなど、発達の段階に応じた情報モラル教育を推進します。

(2) 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保

学習指導要領を着実に実施し、先進技術を含むデジタル学習基盤を活用した学校教育の質の向上につなげるため、教員のICT活用指導力の向上を図ります。また、学校現場や教員の日常的なICT活用を支援するとともに、ICTの専門家等による助言や支援が受けられる体制を確保します。

ア 教員のICT活用指導力の向上

■ ICT活用指導力の向上を図るための教員研修の実施

- ・ 教員のICT活用指導力向上に向けて、これまでも県立学校向けの希望研修を実施してきましたが、令和8年度以降についても全県立学校への定期訪問と、学校等支援研修を継続します。
- ・ ICT活用のための基本的なスキルアップ研修に加え、教員が情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための研修を充実させていきます。
- ・ また、生成AIを活用した個別の指導計画の作成に利するAIアシストツールを開発したことを踏まえ、その研究に携わった先生を講師として招聘し、希望研修を実施します。

■ スクールDX推進チームを核とした先進技術の活用推進

- ・ 「スクールDX推進チーム」の先進的な取組の視察や、メンバー間の意見交換等により、メンバー自身が生成AI等の先端技術や校務の効率化に関する実践的な知見を深めるとともに、先進的な取組の横展開を行ってきました。令和8年度以降は、メンバーの選定方法やチームの活動内容と役割などを確立し、本チームを核とした先進技術の活用推進を図っていきます。

■ 県立高校におけるデジタル教材の活用

- ・ 令和7年度に、次期学習指導要領の実施に合わせて使用される見込みの教科書の形態に関する意向調査が行われました。令和8年度以降は、調査結果やデジタル教科書に関する国の指針等の情報収集と県立高校への情報提供を行っていきます。

イ ICT運用サポートによる学校現場支援

■ GIGAスクール運営支援センター等の運用による継続的な支援

- ・ 令和4年度からGIGAスクール運営支援センターを設置して、学校への技術支援や助言を実施しています。
- ・ また、教育ネットワークヘルプデスクや関係課が連携をしながら、学校の要望に応じた支援を継続していきます。

■ 県立学校及び市町教育委員会の要請に応じた研修の実施

- ・ これまで、県立学校及び市町教育委員会の要望に応じて、情報セキュリティ研修やICTスキルアップ研修などの教員向けの希望研修を実施してきました。今後も、学校の課題に合わせた研修会を実施していきます。

(3) ICTを活用するための環境の整備

全ての児童生徒や教職員が、学校におけるICTやクラウドの活用を「日常的」なものとし、ICTを十分に活用できる環境を整備します。また、ネットワークを通じてクラウドにアクセスし、クラウド上のデータやサービスを利用することを前提として、教育情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティを確保します。

ア 1人1台端末の安定した通信環境等の確保

■ネットワークアセスメントを踏まえた適切な通信環境の構築

- ・1人1台端末を利活用するため、BYOD回線を各県立学校に新設したほか、インターネット回線の増強を行いました。令和7年度のネットワークアセスメントにより把握した状況を基に、ボトルネックに対して適切な対応を行うことで環境の改善を図ります。

イ 教育データの標準化・相互運用

■次世代校務支援システムの検討

- ・県立学校では成績管理システムは統一しつつも、学校ごとに必要に応じて個別のシステムを導入してきましたが、今後は教育データの可視化、データ連携による新たな学習指導・学校経営の高度化のため、各種システムを次世代校務支援システムに統合していきます。
- ・次世代校務支援システムの導入に当たっては、スクールDX推進チームをはじめとした学校現場の意見や知見を反映し、教職員の実務に即したシステムとなるよう検討していきます。
- ・市町教育委員会においては、統合型校務支援システムの導入率は高いものの市町教育委員会毎の導入のため、帳票の統一化や次世代の校務支援システムの導入には差があります。今後は、県域での帳票の統一化や次世代校務支援システムの導入に向けた検討を進めていきます。

■公立高校入学者選抜における志願及び入学手続のデジタル化

- ・令和6年度公立高校入学者選抜においてWEB出願の試行を開始し、志願手続のデジタル化の検討を続けてきました。令和8年度公立高校入学者選抜においては、入学手続のデジタル化の試行を行いました。令和9年度公立高校入学者選抜からは、WEB出願及び入学手続のデジタル化を全県立高校で実施します。

ウ 情報セキュリティ対策の徹底

■より安全性の高いセキュリティ対策の実現

- ・現在の校務支援システムは、オンプレミス型のシステム構成で、さらに校務用、学習用と系統を分けて運用することにより、高いセキュリティ環境を維持してきました。今後は、教職員の多様な働き方やクラウドサービスの活用に対応するた

め、利便性を損なうことなく安定的な利用を実現し、高度な安全性を確保できる次世代型のセキュリティ対策について検討します。その上で、情報漏洩が起こりにくいよりセキュアな汎用クラウドサービスの導入などを検討します。

■学校のセキュリティレベルの高度化支援

- ・「静岡県教育情報セキュリティ対策基準」を策定し、教職員に対してそれを遵守させるとともに、同基準に基づくセルフチェックや情報セキュリティ監査の実施により、セキュリティ対策の徹底を図ってきました。今後も新たな技術や脅威に対応した情報セキュリティポリシー等の改善と定期的な教育情報セキュリティ監査の実施をしていきます。
- ・知事部局や警察本部と連携を図り、最新のサイバー攻撃の傾向や手口に関する情報共有や、情報インシデント発生時の迅速な報告・連絡体制の整備や強化を推進します。

(4) 教職員と児童生徒のウェルビーイングを実現するICTの活用と推進

ICTを活用した校務効率化や行政手続のデジタル化を進めることで、教職員の長時間勤務を是正し、教員が児童生徒と向き合う時間等を確保することによる教育の質の向上を図ります。また、デジタル学習基盤を生かした誰一人取り残さない学びの環境づくりを目指します。全県を通じた教育のICT化を推進し、児童生徒の成長段階において切れ目ない教育の質を確保していくため、国や市町をはじめとする多様な関係機関等との広域的な連携体制を確保していきます。

ア ICTの校務効率化への活用を通じた教職員の負担軽減

■ ICTを活用した校務効率化の支援

- ・ 教員、事務職員それぞれが役割分担する校務について、学校の実情に応じて見直しを行い、分担した業務を行うに当たっては、ICTを活用して更なる効率化を目指していきます。
- ・ これまでも教職員間連絡や行事予定表への汎用クラウドサービスの活用を推進してきました。今後も、汎用クラウドサービスを利用することで、教職員のコミュニケーションや情報共有において更なる効率化を図っていきます。

■ 次世代校務支援システム導入によるシステムの最適化

- ・ 現行の校務支援システムにおいては、学習指導要領の改訂や各学校の特色に合わせて必要な機能を追加、改修してきました。将来的に、グループウェアや各種校務系システムや保健系システム等を次世代校務支援システムに集約し、より効率的な業務を実現するため、現行のシステムの機能を整理していきます。

■ 公立高校入学者選抜におけるデジタル採点システムの全県立高校での活用

- ・ 令和7年度公立高校入学者選抜から、デジタル採点システムの試行を開始しました。令和9年度公立高校入学者選抜からは、デジタル採点システムを全県立高校で活用します。

イ 誰一人取り残さない学びのためのICT活用の推進

■ AIアシストツールの活用

- ・ 児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うための個別の指導計画作成において、生成AIを活用して教員をサポートするAIアシストツールを開発しました。県立特別支援学校全校への導入とともに、小・中・高校の主に特別支援教育担当者に対し、ツールの有効性や活用方法に関する情報共有を進めていきます。

■ 遠隔教育やオンライン授業等の実施

- ・ 小規模校等における生徒の多様な学びを確保するため、遠隔授業配信センターを開設し、令和7年度から小規模校を対象に単位認定を伴う遠隔授業を実施しました。

また、不登校生徒への同時双方向による遠隔授業の実施と、病気療養中生徒への遠隔授業及びオンデマンド授業を実施しました。今後、遠隔授業配信センターの拡大（実施科目数、受信校数の増加）に向けて体制を整備していきます。また、遠隔授業の効果的な在り方について研究の成果を蓄積し、質の高い学びの提供を実現させます。

ウ 市町との連携の推進

■次世代校務支援システムの共同調達等市町と連携した会議体の運営

- ・静岡県ICT教育推進協議会にて、各市町における校務支援システムの現状や次世代校務支援システムについての取組を共有してきました。今後は、共同調達の会議体を設置し、市町教育委員会の意見を集約するとともに、共同利用等についての共通認識を図っていきます。

6 計画の推進

各施策の展開に際し機動的に情報共有を図ることにより、本計画に基づく施策の進捗管理を行います。進捗状況については、次年度の施策や予算等へ反映できるよう、毎年度、評価します。また、市町所管の学校についても「学校対象調査」等で把握していきます。

なお、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

静岡県学校教育情報化推進計画

令和8年度～令和10年度

策定・発行

令和8年3月

静岡県教育委員会

(事務局)教育DX推進課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電 話 054-221-3239

E-Mail kyoui_dx@pref.shizuoka.lg.jp

「静岡県学校教育情報化推進計画」の概要（案）

1(1) 趣 旨	教育 DX ロードマップをはじめとした国の将来ビジョンを念頭におきながら、その基盤整備として短期的に取り組むべき事項を整理する。
1(2) 位置付け	・学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき、本県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するための計画 ・本県の学校教育の情報化の推進の施策の方向性を示し、市町計画の参考となるもの
1(3) 期 間	令和8年度から令和10年度までの3年間

2 国の考え方・方向性	(1) 学習の基盤となる資質能力として情報活用能力を位置付け (2) 情報活用能力の小中高を通じた育成体系の明確化 (3) デジタル学習基盤を前提とした学びの実現 (4) リスクを正しく理解した上で、生成AIを効果的に活用 (5) 「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも自分らしく学べる社会」の実現
--------------------	--

3 本県の現状・課題

(1) 児童生徒の資質・能力

- ・教育活動へのICT活用は、児童生徒の資質・能力の育成に繋がる可能性を秘めているものの、漫然とICT機器を使用するだけでは、必ずしも資質・能力の育成に繋がらない
- ・探究的な学びとの連携や先端技術(生成AIを含む)の活用による情報活用能力の向上に有効なICTの活用事例がまだ少ない

(2) 教員のICT活用指導力

- ・児童生徒がICTを活用するための、新しい情報技術への対応を含む教員の指導力向上が引き続きの課題
- ・機器の操作方法の習得、トラブル対応、授業での活用方法の検討などにより教員の負担増

(3) ICTの環境整備

- ・1人1台端末や普通教室の無線LAN等の環境は確実に整備されてきているが、より安定した通信環境が不可欠
- ・各種データが別々のシステムで管理されることによる、データの分断とコストの増加

(4) 学校における働き方改革と組織・体制

- ・給特法による業務量管理と健康確保措置の徹底(実効性のある業務改善の提言)
- ・ICTを活用しながら校務の効率化を行っているものの、時間外在校等時間が長い教員の割合は未だ高く、校務DXによる更なる業務効率化が急務

4 基本方針

(2)ア ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ・多様なICTツールの導入による個人の進捗状況や理解度に応じた学習の支援の実現
- ・多様なリソースへのアクセスによる探究的な学びの支援
- ・生成AI等先端技術の適切な取扱いや特性への理解

(2)イ 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保

- ・ICTを活用する目的を持ち、デジタルとアナログのバランスのとれた授業を行うスキルの育成
- ・生成AIをはじめとした日々進化するICT技術に対応するため、研修やサポート体制構築による教員の継続的なスキルアップと情報リテラシーの向上
- ・ICTに関する専門知識を有する者による教員への継続的な支援

(2)ウ ICTを活用するための環境の整備

- ・ネットワーク環境の改善
- ・汎用クラウドサービスの更なる活用
- ・次世代校務支援システムに対応した基盤の検討(データ利活用、セキュリティ等)

(2)エ 教職員と児童生徒のウェルビーイングを実現するICTの活用と推進

- ・校務DXによる更なる校務効率化の推進
- ・遠隔教育や先端技術の活用による、誰一人取り残さない多様な学習機会の確保
- ・児童生徒と教職員の情報アクセシビリティの向上
- ・市町との情報共有及び情報交換による連携強化

4(3) 目標値

指標名	目標値 (R10年度)	現状値 (R6年度)
学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うと答える児童生徒の割合	100%	小 94.2% 中 95.5% 高 94.3% 特 92.7%
自分で調べる場面で、ICT機器を週3日以上使用させている学校の割合	100%	小 74.7% 中 79.0% 高 — 特 —
自分の考えをまとめ、発表・表現する場面で、ICT機器を週3日以上使用させている学校の割合	100%	小 55.4% 中 60.0% 高 — 特 —
情報モラルに関する教育活動を実施した学校の割合	100%	小 99.3% 中 100% 高 99.1% 特 90.0%

指標名	目標値 (R10年度)	現状値 (R6年度)
授業中にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合	100%	82.4%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合	100%	89.7%
ICT活用に係る研修を受講した教員の割合	100%	77.7%
授業で生成AIを活用する県立高校の割合	20%	—

指標名	目標値 (R10年度)	現状値 (R6年度)
必要なネットワーク速度が確保できている県立学校の割合	77.7%	33.1%
次世代の校務支援システムの導入を予定する自治体	100%	—
学校教育情報セキュリティ監査の全県立学校での実施(3年間)	100%	—

指標名	目標値 (R10年度)	現状値 (R6年度)
時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教員の割合	0%	小 27.6% 中 44.0% 高 32.3% 特 5.4%
校務の分類・整理及び見直しにおいて、ICTを有効活用した授業改善や校務の効率化に取り組んだ学校の割合	100%	小 93.6% 中 92.1% 高 94.5% 特 82.5%
希望する児童生徒がいた場合に、遠隔教育(オンライン授業や映像配信など)を実施できる体制を整えている学校の割合	100%	—
半分以上の教員が生成AIを校務で活用する県立学校の割合	100%	—

5 基本方針に基づく取組

(1)ア 情報技術を活用する能力の育成

- ・ICTを活用した探究的な学びや教科横断的な学びの充実
- ・教育データの利活用に向けた取組の充実
- ・高校生のデジタル人材育成
- ・多様な学習ツールの活用

(1)イ 情報技術の適切な取扱いができる能力の育成

- ・情報モラル教育を通じたメディアリテラシーやセキュリティへの理解の向上
- ・県警等と連携した取組

(1)ウ 情報技術の特性の理解の向上

- ・教育活動で生成AI等の先端技術を活用することによる理解の向上
- ・生成AIの危険性、問題点などについての指導

(2)ア 教員のICT活用指導力の向上

- ・ICT活用指導力の向上を図るための教員研修の実施
- ・スクールDX推進チームを核とした先進技術の活用推進
- ・県立高校におけるデジタル教材の活用

(2)イ ICT運用サポートによる学校現場支援

- ・GIGAスクール運営支援センター等の運用による継続的な支援
- ・県立学校及び市町教育委員会の要請に応じた研修の実施

(3)ア 1人1台端末の安定した通信環境等の確保

- ・ネットワークアセスメントを踏まえた適切な通信環境の構築

(3)イ 教育データの標準化・相互運用

- ・次世代校務支援システムの検討
- ・公立高校入学者選抜における志願及び入学手続のデジタル化

(3)ウ 情報セキュリティ対策の徹底

- ・より安全性の高いセキュリティ対策の実現
- ・学校のセキュリティレベルの高度化支援

(4)ア ICTの校務効率化への活用を通じた教職員の負担軽減

- ・ICTを活用した校務効率化の支援
- ・次世代校務支援システム導入によるシステムの最適化
- ・公立高校入学者選抜におけるデジタル採点システムの全県立高校での活用

(4)イ 誰一人取り残さない学びのためのICT活用の推進

- ・AIアシストツールの活用
- ・遠隔教育やオンライン授業等の実施

(4)ウ 市町との連携の推進

- ・次世代校務支援システムの共同調達等市町と連携した会議体の運営

第 46 号議案

「本とともだち」プラン 第四次静岡県こども読書活動推進計画」の策定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条に基づき、「本とともだち」プラン 第四次静岡県こども読書活動推進計画を別冊のとおり策定する。

令和 8 年 3 月 11 日提出

静岡県教育委員会教育長

「本とともだち」プラン 第四次静岡県こども読書活動推進計画の策定

(社会教育課)

1 要旨

第三次静岡県子ども読書活動推進計画の成果と課題を踏まえ、今後5年間の指針となる、「本とともだち」プラン 第四次静岡県こども読書活動推進計画」を策定する。

2 計画概要

(1) 位置付け

- ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定する都道府県計画
- ・県総合計画や教育振興基本計画のもとで策定される読書に関する分野別計画
- ・県内各市町が「こども読書活動推進計画」の策定や見直しをする際の指針となるもの

(2) 期 間

令和8年度から令和12年度まで（必要に応じて見直し）

(3) 策定のポイント

- ・県の取組を示すとともに、市町や学校等の活動主体に期待する取組を明確化
- ・活動主体ごとに章立てをし、活動内容を整理
- ・計画本文中に、こども・若者からの“こえ”（意見）を掲載

(4) 施策体系

項 目	内 容
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・県民一人一人が生涯を通じて読書を楽しむ習慣が確立されていく「読書県しずおか」の構築を図る。 ・こどもの読書活動推進を「生涯にわたる読書習慣の基礎づくり」と位置付け、全てのこどもが自主的に読書活動を行うことを目指す。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・読書環境の整備 ・読書活動の啓発 ・読書機会の提供 ・推進・支援体制の整備
施策の構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 読書推進の共通事項 2 家庭の読書推進 3 図書館等の読書推進 4 幼稚園・保育所・認定こども園の読書推進 5 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の読書推進

3 今後のスケジュール

3月下旬 公表（県ホームページ等）

「本とともにだち」プラン 第四次静岡県こども読書活動推進計画案の概要

趣 旨	国が策定した「第五次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を基に、これまでの「静岡県子ども読書活動推進計画（第一次～第三次）」の進捗状況を踏まえ第四次計画を策定する。	位置付け	・「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定する都道府県計画 ・県総合計画や教育振興基本計画のもとで策定される読書に関する分野別計画 ・県内各市町が「子ども読書活動推進計画」の策定や見直しをする際の指針となるもの
期 間	令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間（必要に応じて見直し）	ポイント	・県の取組を示すとともに、市町や学校等の主体に期待する取組を明確化し、それぞれの立場の役割や活動を把握しやすくした。また、活動主体ごとに章立てをし、活動内容を整理することで、活用しやすくした。

基本方針	現状・課題	柱立て	基本方針に基づく取組	活動指標（抜粋）																																																	
成果指標名	種別	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	成果指標名	種別	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）																																														
1 読書環境の整備 全てのこどもが、公共図書館や学校図書館等において、好きな本を手にとったり、必要な情報を調べたりすることができる読書環境づくりを推進します。	家庭における読書推進		(1) 連携・協力体制の構築 ① 地域における学習資源等の共有 ② 地域における人的資源の共有 ③ 関連機関等の特質に応じた連携・協力 (2) 専門的知識を備えた人材の育成 ① 司書及び司書補の資質向上 ② 司書教諭、学校司書の資質向上 ③ 保育士・幼稚園教諭の資質向上 ④ 読書ボランティアの資質向上 (3) 読書推進活動の普及・啓発 ① 「子ども読書の日」の啓発 ② 優れた取組の奨励 ③ 優良図書への普及 (4) 発達段階に応じた読書活動の主な取組	活動指標（抜粋）																																																	
	地域における読書推進			1 読書推進の共通事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #002060; color: white;">指標名</th> <th style="background-color: #002060; color: white;">現状値 (R6年度)</th> <th style="background-color: #002060; color: white;">目標値 (R12年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 33.3%</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館（本館） —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>公立図書館 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 20.9冊</td> <td>24冊</td> </tr> <tr> <td>電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館（本館） —</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 68.8%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 33.3%	38%	SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	100%	保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】	幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%	100%	ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】	公立図書館 —	100%	読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 —	100%	児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 20.9冊	24冊	電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	67%	学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 68.8%	73%	学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・特支 —	100%	読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】	幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%	100%	学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】	小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%	100%
	指標名	現状値 (R6年度)		目標値 (R12年度)																																																	
	教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —		100%																																																	
視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 33.3%	38%																																																			
SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	100%																																																			
保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】	幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%	100%																																																			
ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】	公立図書館 —	100%																																																			
読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 —	100%																																																			
児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 20.9冊	24冊																																																			
電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	67%																																																			
学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 68.8%	73%																																																			
学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・特支 —	100%																																																			
読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】	幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%	100%																																																			
学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】	小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%	100%																																																			
学校における読書推進		2 家庭の読書推進	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #002060; color: white;">指標名</th> <th style="background-color: #002060; color: white;">現状値 (R6年度)</th> <th style="background-color: #002060; color: white;">目標値 (R12年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>公立図書館 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 20.9冊</td> <td>24冊</td> </tr> <tr> <td>電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館（本館） —</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 68.8%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】	公立図書館 —	100%	読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 —	100%	児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 20.9冊	24冊	電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	67%	学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 68.8%	73%	学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・特支 —	100%	読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】	幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%	100%	学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】	小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%	100%														
指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)																																																			
ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】	公立図書館 —	100%																																																			
読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 —	100%																																																			
児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 20.9冊	24冊																																																			
電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	67%																																																			
学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 68.8%	73%																																																			
学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・特支 —	100%																																																			
読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】	幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%	100%																																																			
学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】	小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%	100%																																																			
1 読書環境の整備		3 図書館等の読書推進	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #002060; color: white;">指標名</th> <th style="background-color: #002060; color: white;">現状値 (R6年度)</th> <th style="background-color: #002060; color: white;">目標値 (R12年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 33.3%</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館（本館） —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>公立図書館 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 20.9冊</td> <td>24冊</td> </tr> <tr> <td>電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館（本館） —</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 68.8%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 33.3%	38%	SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	100%	保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】	幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%	100%	ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】	公立図書館 —	100%	読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 —	100%	児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 20.9冊	24冊	電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	67%	学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 68.8%	73%	学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・特支 —	100%	読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】	幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%	100%	学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】	小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%	100%		
指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)																																																			
教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 33.3%	38%																																																			
SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	100%																																																			
保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】	幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%	100%																																																			
ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】	公立図書館 —	100%																																																			
読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 —	100%																																																			
児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 20.9冊	24冊																																																			
電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	67%																																																			
学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 68.8%	73%																																																			
学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・特支 —	100%																																																			
読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】	幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%	100%																																																			
学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】	小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%	100%																																																			
2 読書機会の提供		4 幼稚園・保育所・認定こども園の読書推進	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #002060; color: white;">指標名</th> <th style="background-color: #002060; color: white;">現状値 (R6年度)</th> <th style="background-color: #002060; color: white;">目標値 (R12年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 33.3%</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館（本館） —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>公立図書館 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 20.9冊</td> <td>24冊</td> </tr> <tr> <td>電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館（本館） —</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 68.8%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 33.3%	38%	SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	100%	保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】	幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%	100%	ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】	公立図書館 —	100%	読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 —	100%	児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 20.9冊	24冊	電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	67%	学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 68.8%	73%	学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・特支 —	100%	読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】	幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%	100%	学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】	小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%	100%		
指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)																																																			
教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 33.3%	38%																																																			
SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	100%																																																			
保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】	幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%	100%																																																			
ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】	公立図書館 —	100%																																																			
読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 —	100%																																																			
児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 20.9冊	24冊																																																			
電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	67%																																																			
学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 68.8%	73%																																																			
学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・特支 —	100%																																																			
読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】	幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%	100%																																																			
学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】	小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%	100%																																																			
3 読書活動の啓発		5 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の読書推進	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #002060; color: white;">指標名</th> <th style="background-color: #002060; color: white;">現状値 (R6年度)</th> <th style="background-color: #002060; color: white;">目標値 (R12年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 33.3%</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館（本館） —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>公立図書館 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 20.9冊</td> <td>24冊</td> </tr> <tr> <td>電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館（本館） —</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 68.8%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 33.3%	38%	SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	100%	保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】	幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%	100%	ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】	公立図書館 —	100%	読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 —	100%	児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 20.9冊	24冊	電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	67%	学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 68.8%	73%	学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・特支 —	100%	読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】	幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%	100%	学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】	小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%	100%		
指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)																																																			
教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 33.3%	38%																																																			
SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	100%																																																			
保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】	幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%	100%																																																			
ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】	公立図書館 —	100%																																																			
読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 —	100%																																																			
児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 20.9冊	24冊																																																			
電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	67%																																																			
学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 68.8%	73%																																																			
学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・特支 —	100%																																																			
読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】	幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%	100%																																																			
学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】	小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%	100%																																																			
4 推進・支援体制の整備				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #002060; color: white;">指標名</th> <th style="background-color: #002060; color: white;">現状値 (R6年度)</th> <th style="background-color: #002060; color: white;">目標値 (R12年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 33.3%</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館（本館） —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>公立図書館 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 20.9冊</td> <td>24冊</td> </tr> <tr> <td>電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館（本館） —</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】</td> <td>公立図書館 68.8%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小・中・高・特支 —</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】</td> <td>小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 33.3%	38%	SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	100%	保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】	幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%	100%	ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】	公立図書館 —	100%	読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 —	100%	児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 20.9冊	24冊	電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	67%	学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 68.8%	73%	学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・特支 —	100%	読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】	幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%	100%	学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%	学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】	小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%	100%	
指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)																																																			
教員が読書活動の推進に関連する研修会に参加した学校の割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の団体登録をしている公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 33.3%	38%																																																			
SNSで読書活動を啓発する図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	100%																																																			
保護者に対して読書活動を啓発している割合 【出典：学校対象調査】	幼 99.2% 小 91.0% 中 60.0% 高 45.0% 特 80.0%	100%																																																			
ブックスタートの実施割合 【出典：学校対象調査】	公立図書館 —	100%																																																			
読み聞かせ（おはなし）の実施割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 —	100%																																																			
児童図書の年間貸出冊数 ※12歳以下一人当たり 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 20.9冊	24冊																																																			
電子図書館サービスを実施する公立図書館の割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館（本館） —	67%																																																			
学校図書館に物的支援（図書資料の貸出等）を実施した割合 【出典：社会教育課調査】	公立図書館 68.8%	73%																																																			
学校図書館構想図（学校図書館全体計画）を作成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
学校図書館図書標準を達成している割合 【出典：学校対象調査】	小・中・特支 —	100%																																																			
読書活動（朝読書や読み聞かせ等）を実施している割合 【出典：学校対象調査】	幼 — 小 98.7% 中 91.5% 高 75.2% 特 87.5%	100%																																																			
学校図書館機能を活用した授業の実施割合 【出典：学校対象調査】	小・中・高・特支 —	100%																																																			
学校司書（学校図書館担当職員）の配置割合 【出典：学校対象調査】	小 88.2% 中 86.1% 高 89.7% 特 45.0%	100%																																																			

1 計画の趣旨

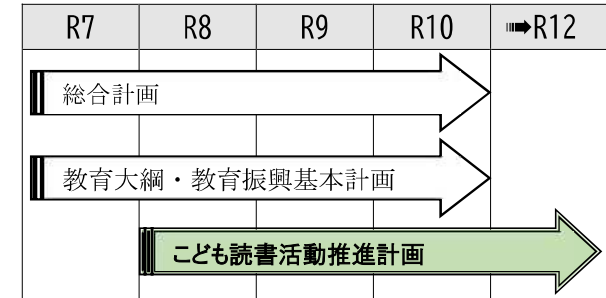
国が策定した「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「国の計画」という。）を基に、これまでの「静岡県子ども読書活動推進計画（第一次～第三次）」の進捗状況を踏まえて「『本とともだち』プラン第四次静岡県こども読書活動推進計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき、国の計画を基本としています。
- (2) 県内各市町が「こども読書活動推進計画」の策定や見直しをする際の指針となるものです。
- (3) 県総合計画や教育振興基本計画のもと、読書に関する分野別計画として位置付けています。

3 計画の期間

2026（令和8年度）～2030（令和12年度）までの概ね5年間



4 こども・若者の意見聴取に伴う関連施策への今後の方向性

- ✓ こどもたちの要望である「本の種類・内容の充実」に応えるため、学校と地域の図書館が連携を図りながら、最新のトレンドを含めた多様な蔵書の充実に継続して取り組んでまいります。図書館や書店といった身近な場所における本との出会いの機会が充実するよう支援するとともに、電子書籍やアクセシブルな書籍などの多様なコンテンツへのアクセスが容易になるよう、県立中央図書館の事業を通じて利便性の向上に努めます。
- ✓ こどもたちが要望する「快適な読書環境の整備」を推進します。家庭、地域、学校等において、落ち着いて読書ができるスペースの確保や、どこでも気軽に本に親しめる環境づくりを支援します。
特に、学校図書館については、「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく国の地方財政措置の活用をより一層促し、図書の整備や学校司書の配置など、運営体制の強化を推進します。これにより、蔵書の充実を図るとともに、貸出冊数の見直しや朝読書の時間などを通じた読書機会の確保を促し、こどもたちがより利用しやすい身近な読書空間となるよう支援します。
- ✓ 読書体験をより豊かなものにする「交流」の視点を重視します。家族や友人とおすすめの本を教え合う読書活動や、授業内での意見交換が「面白い本に出会うきっかけ」になっているという“こえ”を踏まえ、ビブリオバトルなど、読書を通じたコミュニケーションの機会を継続して設けてまいります。これにより、こどもたちが自発的に読書の楽しさを楽しみ、その喜びを他者と分かち合える環境づくりに、引き続き取り組んでまいります。

5 第三次後期計画の成果と課題

家庭における読書推進

「1週間に1度は読書をするこどもの割合」が、高等学校において目標を達成し、小学校、中学校、特別支援学校においても改善傾向を示していることから、学校の啓発活動が家庭における読書習慣の形成を促進していることが伺えます。

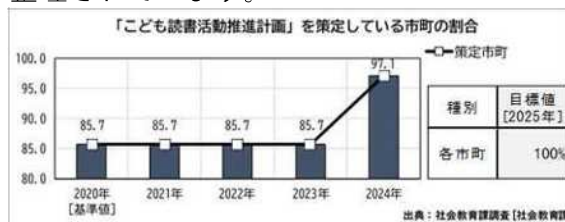


一方で、「1か月の読書冊数」においては、小学校及び高等学校が目標を上回る成果を収めたものの、中学校については目標達成には至らず、成長段階に応じた読書量の維持が課題として残されました。



地域における読書推進

推進体制の整備に改善が見られました。「こども読書活動推進計画を策定している市町の割合」にあるとおり、各市町においてこどもの読書活動に関する施策が体系的に整理されています。



しかしながら、「こども読書活動推進計画」の未策定、あるいは、計画策定後、改定のない市町が一部残されており、全市町での実効的な推進体制の維持が課題となっています。また、「県内市町立図書館の児童図書の間貸出冊数」は、計画期間当初増加後、数値を維持しています。今後、目標値を達成するための公立図書館の取組が期待されます。



学校における読書推進

「朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校の割合」は、小学校、中学校、特別支援学校において、高い水準を維持又は向上しました。



また、「学校司書等を配置している学校の割合」についても、全校種において目標の達成には至らないものの、割合は着実に増加し、人的体制の整備が進んでいます。



しかしながら、学校司書等については、配置されているのが非正規職員である場合が大多数を占めています。短時間勤務や他校兼務等の実態を踏まえて、学校図書館の専門的かつ継続的な運営を担うための安定的な体制整備が引き続き課題となっています。

6 基本理念

県民一人一人が生涯を通じて読書を楽しむ習慣が確立されていく「読書県しずおか」の構築を図ります。

こどもの読書活動推進を「生涯にわたる読書習慣の基礎づくり」と位置付け、全てのこどもが自主的に読書活動を行うことを目指します。

本に出会い、本を知る

乳幼児期から、こどもが「本と出会い」そして「本を知っていく」ことは、本とともに人生を歩み始め、読書習慣を身に付けていく上で大切です。

そして、本との出会いは、本の楽しさを保護者がこどもと分かち合うところから始まります。

本に親しみ、本を活かす

就学期には、読書習慣を身に付け、本に親しむことによって知識を蓄え、心を豊かにすることが望めます。それが、社会で生きていくための糧を得ることにもつながります。その際、図書館が心強い味方になります。また、本を通じた友人等との関わりは、さらに読書を味わい深いものにします。

本と生き、本を伝える

日常生活を営む上で、誰でも様々な疑問や課題を持ちます。読書はこれらを解決する有効な手段の一つです。社会に繰り出してからも、生涯にわたって本を傍らに置いて人生を歩むこと、そして、その姿を次世代のこどもたちに伝えていくことが望めます。

7 基本方針

発達段階に応じた家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組を支援・推進します。

(1) 読書環境の整備

全てのこどもが、公共図書館や学校図書館等において、好きな本を手にとったり、必要な情報を調べたりすることができる読書環境づくりを推進します。

(2) 読書機会の提供

家庭読書や図書館におけるおはなし会、学校等における朝読書や読み聞かせなど、全てのこどもが本に親しむ機会が充実するよう支援します。

(3) 読書活動の啓発

県のホームページや県政記者等への広報活動を通して、読書に関する活動や取組を周知するとともに、市町における読書活動の啓発を支援します。

(4) 推進・支援体制の整備

県立中央図書館に子ども図書研究室を設置し、児童書の全点収集を維持します。また、市町こども読書活動推進主管課や公共図書館、学校図書館に対して、読書活動の推進と支援の体制整備に努めます。

「読書県しずおか」の構築 〆 幸福度日本一の静岡県

8 計画体系

「読書県しずおか」の構築



▼ 実現に向けて ▼

全ての子どもたちが自主的に読書に親しむ習慣の確立

基本方針 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組

- ① 読書環境の整備
- ② 読書機会の提供
- ③ 読書活動の啓発
- ④ 推進・支援体制の整備等



9 施策体系

大柱	中柱	小柱
1	読書推進の共通事項	
	(1) 連携・協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における学習資源等の共有 ② 地域における人的資源の共有 ③ 関連機関等の特質に応じた連携・協力
	(2) 専門的知識を備えた人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ① 司書及び司書補の資質向上 ② 司書教諭、学校司書の資質向上 ③ 保育士・幼稚園教諭の資質向上 ④ 読書ボランティアの資質向上
	(3) 読書推進活動の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ① 「子ども読書の日」の啓発 ② 優れた取組の奨励 ③ 優良図書の普及
	(4) 発達段階に応じた読書活動の主な取組	
2	家庭の読書推進	
	(1) 本に触れる機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 乳幼児期から本に親しむ機会の充実 ② 多様性とアクセシビリティに配慮した資料の整備
	(2) こどもの読書習慣づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 家族で読書を共有する文化の醸成 ② 読書支援に関する情報提供の推進
3	図書館等の読書推進	
	(1) 全てのこどもが本と触れ合える機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様なニーズに対応した資料・サービスの整備 ② 乳幼児期からの読書習慣形成支援
	(2) 図書館運営を支える専門的支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 図書館職員の専門性向上支援 ② デジタル技術を活用した情報基盤の整備と資料の共有促進
	(3) 地域との連携による読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な主体との連携強化 ② こどもが読書に親しむ場の提供と活動の発信
4	幼稚園・保育所・認定こども園の読書推進	
	(1) 豊かな感性を育む読書体験の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 質の高い絵本・児童書との出会いの創出 ② 絵本や物語、知識の本を核とした多様な表現活動の推進
	(2) 「読みたい」意欲を育む環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭と連携した読書習慣形成の促進 ② 読書をきっかけとした探求心を育む活動の支援
5	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の読書推進	
	(1) 読書を通じた資質・能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ① 各教科等における読書活動との連携 ② 探究的な学習における読書活動の推進
	(2) 発達段階に応じた読書機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ① 就学前から高校までの切れ目のない読書習慣形成支援 ② 不読率低減に向けた主体的な読書活動の促進
	(3) 読書を支える学校図書館の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校図書館への専門人材の配置と育成 ② 学校図書館資料の充実と ICT を含めた読書環境の整備
	(4) 多様な背景を持つこどもへの読書支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害の特性に応じた読書環境の整備と支援 ② 日本語指導を必要とするこどもへの読書支援の充実

第 47 号議案

「静岡県読書バリアフリーの推進に関する計画」の策定

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」第 8 条に基づき、第 6 次静岡県障害者計画中に位置付ける形で「静岡県読書バリアフリーの推進に関する計画」を別紙のとおり策定する。

令和 8 年 3 月 11 日提出

静岡県教育委員会教育長

「静岡県読書バリアフリーの推進に関する計画」の策定

(社会教育課)

1 要 旨

視覚障害者等の読書環境の整備を推進するため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に関する法律（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）第8条に基づく地方公共団体計画を策定する。

2 計画概要

(1) 位置付け

- ・読書バリアフリー法に基づき策定する地方公共団体計画

(2) 期 間

令和8年度から令和11年度まで（4年間：第6次静岡県障害者計画に準拠）

(3) 策定のポイント

- ・第6次静岡県障害者計画中に項目を設け、当該項目を地方公共団体計画と位置付け
- ・教育委員会及び健康福祉部がそれぞれ外部有識者等から意見を聴取し、計画に反映

(4) 取組内容

取組内容	担当部局
①県立図書館は、県内公立図書館、学校図書館等の実情を踏まえて、アクセシブルな電子書籍・大活字本等のバリアフリー資料充実のための情報提供、視覚障害者等が利用しやすい施設・設備・ウェブサイト等の整備に関する情報提供を行います。	教育委員会
②県立図書館は、大活字、LLブック、点字資料等のバリアフリー資料を提供します。	教育委員会
③県立図書館は、児童コーナー設置の「りんごの棚 ^{*1} 」を充実します。	教育委員会
④視覚障害者等に対し、関係機関等と連携しつつ、デージー図書 ^{*2} 等の利用ができるシステム（国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス ^{*3} 、サピエ図書館 ^{*4} 等）について周知するとともに、アクセシブルな電子書籍や端末機器の利用方法について広報します。	教育委員会
⑤県立図書館は、関係機関等と連携しつつ、視覚障害者等に対し、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス、サピエ図書館等を活用できるように支援します。	教育委員会
⑥県立図書館は、点訳、音訳、アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材を確保するため、関係機関が実施する研修に協力します。	教育委員会
⑦新県立図書館の整備において、視覚障害者等に配慮した資料、施設、設備の充実を進めます。	教育委員会
⑧視覚に障害のある人や発達障害のある人等の意見を聴きながら、県立図書館と視覚障害者情報支援センターをはじめとする関係機関とが連携して、障害のある人の読書環境の整備を推進します。	健康福祉部 教育委員会

<用語説明>

- ※1 特別な配慮が必要な子どもが読みやすいバリアフリー図書を集めたコーナー。
- ※2 視覚障害などで通常の印刷物を読むことが困難な人のための国際標準規格に基づくデジタル録音図書。
- ※3 国立国会図書館が各機関から収集した視覚障害者等用データと国立国会図書館が製作した視覚障害者等用データをインターネット経由で送信するサービス。
- ※4 視覚障害のある人や活字による読書が困難な人を対象に、点字図書や録音図書、デイジー図書などのデータを提供するネットワークシステム。

3 今後のスケジュール

年月日	内容
3月24日	第3回施策推進協議会（障害者計画）
3月下旬	公表（障害者計画）

第23回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	静岡県産業教育審議会答申について	P1
報告 事項 2	賀茂地区県立高等学校におけるキャンパス制に関する基本構想	P3
報告 事項 3	部活動の合同実施について	P12
配付 報告 1	監査結果に関する報告	P13
配付 報告 2	静岡県へき地手当支給規則の一部改正	P17

静岡県産業教育審議会答申について

(高校教育課)

1 要旨

職業に必要とされる知識・技術が絶え間なく変化する中で、これらに対応できるデジタル人材や新産業の創出に貢献できるスタートアップ人材の育成、深刻な少子化の中で地域の産業を担う人材の確保が課題となっていることから、これからの時代に対応した産業教育について新たに検討をするため、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条及び第13条に基づき、静岡県産業教育審議会を設置し、昨年 1 月から11月まで5回にわたり審議会を行ってきた。本審議会会長である川田善正静岡大学教授から池上重弘教育長に答申が手交された。

2 概要

(1) 諮問事項等

専門高校等におけるこれからの時代に対応した産業教育の在り方

(2) 審議内容

ア 社会の急激な変化に主体的に対応できる専門的資質・能力の育成

イ 県内産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力の育成

ウ これからの時代に対応できる学科改善の在り方と少子化に伴う専門高校等の適正な整備

3 静岡県産業教育審議会委員（任期 令和 7 年 1 月 1 日～令和 8 年12月31日）（50音順、敬称略）

No.	氏 名	役 職	備 考
1	飯 倉 清 太	特定非営利活動法人NPOサプライズ 代表理事	
2	上 野 雄 史	静岡県立大学経営情報学部経営情報学科 教授	
3	江 頭 綾 子	ヤマハ発動機株式会社 執行役員 ソリューション事業本部長	
4	奥 田 都 子	静岡県立大学短期大学部社会福祉学科 准教授	
5	川 田 善 正	静岡大学 電子工学研究所 教授	会長
6	岸 田 裕 之	静岡ガス株式会社 代表取締役 取締役会長	副会長
7	齋 藤 寛	東海大学海洋学部 学部長	
8	豊 田 由 美	特定非営利活動法人スマイルベリー 施設長	
9	西 村 やす子	株式会社 CREAMFARM 代表取締役	
10	村 木 則 予	株式会社アトリオン 代表取締役	
11	望 月 康 弘	静岡県立静岡農業高等学校 校長	R7. 1. 1～R7. 3. 31
12	新 林 章 輝		R7. 4. 1～
13	横 田 茂 永	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部 学科長	

4 本答申のポイント

- (1) 本県の専門高校に加え、総合学科や普通科で関係する系列や類型等を有する高校を対象。
- (2) 社会の急激な変化に対応し本県産業を支える「アドバンスト・エッセンシャルワーカー」の育成を目指し、「目指すべき生徒像」「学びの方向性」に加え、学科改善や適正な整備を含む「具体的な方策」を体系的に提示。
- (3) 各専門学科別の施策に留まらず、「DXへの対応」や「アントレプレナーシップ教育」など全ての学科に共通する課題と方策の提示、および学科間の連携や普通科との接続による「学びのシナジー（相乗効果）」の創出と、地域における「学びの拠点化」を通じた教育の質の保障と最適化。
- (4) 本答申の提言を受け、本県専門高校等における教育内容の抜本的な改革や環境整備などの具現化に向けた取組を、適切な施策として着実に推進。

5 審議経過等

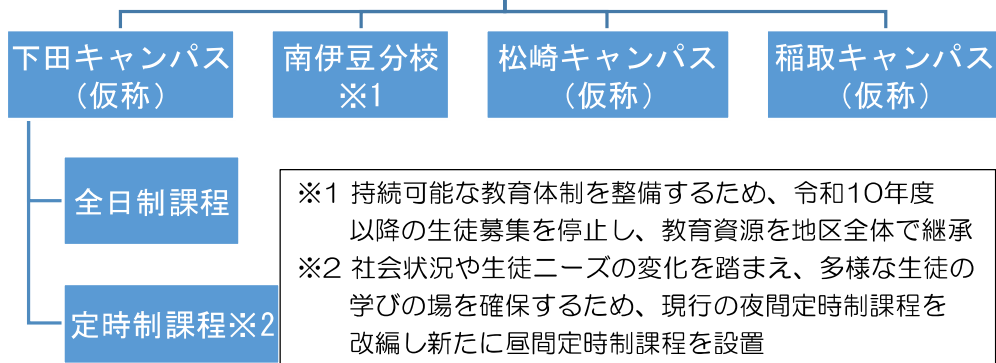
年	月	審議会	専門部会・共通部会	
6	1	第1回（1月22日） ○ 説明（諮問事項・開催計画等） ○ 承認（専門部会の設置） ○ 審議（現状と課題、前回答申具 現化進捗状況等）	第1回（1月22日） 農業・水産、工業、商業、家庭・福祉専門部会	
	2		第2回 商業専門部会（2月17日） 農業・水産、家庭・福祉専門部会（2月18日） 工業専門部会（2月21日）	
7	4	第2回（4月22日） ○ 報告（部会検討内容） ○ 審議（社会の急激な変化に主体的に対応できる専門的資質・能力の育成）	第3回 工業、商業、家庭・福祉専門部会（4月28日） 農業・水産専門部会（4月30日）	
	5		第1回共通部会（5月13日）	
	6	第3回（6月30日） ○ 報告（部会検討内容） ○ 審議（県内産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力の育成）		
	7		第4回 商業専門部会（7月7日） 農業・水産専門部会（7月8日） 工業、家庭・福祉専門部会（7月14日） 第2回共通部会（7月29日）	
	9	第4回（9月5日） ○ 報告（部会検討内容） ○ 審議（これからの時代に対応できる学科改善の在り方と少子化に伴う専門高校等の適正な整備）		
	10		第5回 水産専門部会（10月14日） 商業、家庭・福祉専門部会（10月15日） 農業専門部会（10月17日） 工業専門部会（10月29日）	
	11	第5回（11月26日） ○ 報告（部会検討内容） ○ 審議（中間まとめ(案)）		
	2	答申決裁		
	3	●答申手交式（3月11日） 「専門高校等におけるこれからの時代に対応した産業教育の在り方」		
	8	9	第6回 ○ 進捗報告	

賀茂地区県立高等学校におけるキャンパス制に関する基本構想(概要)

令和8年3月 静岡県教育委員会

1 賀茂地区県立高等学校におけるキャンパス制の体制

賀茂地区高等学校 (仮称) ※拠点機能は下田キャンパス (仮称) に設置



※1 持続可能な教育体制を整備するため、令和10年度以降の生徒募集を停止し、教育資源を地区全体で継承
 ※2 社会状況や生徒ニーズの変化を踏まえ、多様な生徒の学びの場を確保するため、現行の夜間定時制課程を改編し新たに昼間定時制課程を設置

2 概要

校名	学校関係者等の意見を取入れながら令和8年度中に決定
授業	対面授業を基本とし、必要に応じて遠隔配信を活用
日課	授業の開始・終了時間を全キャンパスで統一(全日制)
学校行事	入学式、卒業式、球技大会等の合同開催を検討
探究活動	探究発表会の合同開催を検討、探究コンソーシアムを構築
部活動	各キャンパスで部員数が不足する場合は合同チームで活動 所属キャンパスにない部活動は、合同部活動として活動
制服	全キャンパス統一の新しいデザインを採用(令和10年度～)

●「キャンパス制」とは

これまでの本校-分校のように、それぞれが独立して運営されるものではなく、各キャンパスの枠を超え、授業、学校行事や部活動等の一部を合同で行い、生徒の学びの幅を広げる学校のあり方です。

●賀茂地区キャンパス制の特色(現在検討中の内容)

【豊かな知性と感性が響き合う教育環境】

- ・専門教員の授業、進路希望に応えた科目を全キャンパス共通で開講
- ・キャンパス間を横断した部活動(合同チーム・合同部活動)
- ・教職員の専門性、資質向上のための研修を合同開催

【地域と協働した探究的・実践的な学び、個に応じた指導】

- ・地域の知見や人的資源を活用した探究活動
- ・進学・就職対策補講、大学・専門学校の分野別ガイダンスの合同開催

【広い視野と主体的に挑戦する姿勢の育成】

- ・県内外の大学生、海外の高校生との交流を合同実施
- ・県内外の大学、県出先機関、地元自治体との連携による地域資源発見

3 スケジュール

年度	R7	R8	R9	R10
内容 (○は実施・公表月)	① キャンパス制開始時期発表 ③ キャンパス制基本構想	⑥ キャンパス別構想 ③ キャンパス制基本計画	④～③ 開校準備 ③ 校名変更式	④ キャンパス制開始

賀茂地区県立高等学校におけるキャンパス制に関する基本構想（令和8年3月公表）

I キャンパス制の理念等

1 キャンパス制の理念

(1) 理念

賀茂地区ならではの特色や小規模校のメリットを活かしつつ、多様な学びの選択肢や、集団の中で切磋琢磨する環境を生徒に提供するため、緊密な学校間連携、生徒・教職員の交流により各キャンパスを一体的に運営するキャンパス制を導入する。

キャンパス制においては、各キャンパスにおける地域に密着したきめ細かい教育を尊重しながら、キャンパス間の生徒・教職員の連携や交流を通じた集団規模の確保により、幅広い視野を持った、地域の将来を担う人材や世界で活躍する人材を育成する。

(2) キャンパス制の将来像

ア 小規模校であっても、キャンパスを横断した交流により、一定の集団規模や多様性の中で生徒が多彩な刺激を受けることができる環境を提供する。

イ 通学するキャンパスを問わず、学びの選択肢を確保し、生徒一人一人の将来に向けた学びを提供する。

ウ 拠点機能を下田キャンパス（仮称）に設置する。

エ 各キャンパス間で、教職員の交流や遠隔授業の配信等により他キャンパスを支援する。

2 昼間定時制課程の設置

(1) キャンパス制における昼間定時制課程の位置付け

下田キャンパス（仮称）の一部として、キャンパス間の連携に参画する。

(2) 連携の方向性

ア 生徒のニーズを考慮した上で、学校行事や部活動等の一部で下田キャンパス（仮称）全日制との交流を検討する。

イ 定時制課程の多様な生徒の学びの場としての側面や、大集団での学びに不安を覚える生徒にも配慮し、全日制との連携はキャンパス内での交流を基本とする。

(3) 今後の検討

課程設置にあたり、進学希望者や在校生へのニーズ調査等を踏まえ、日課や教育課程を検討する。

3 南伊豆分校

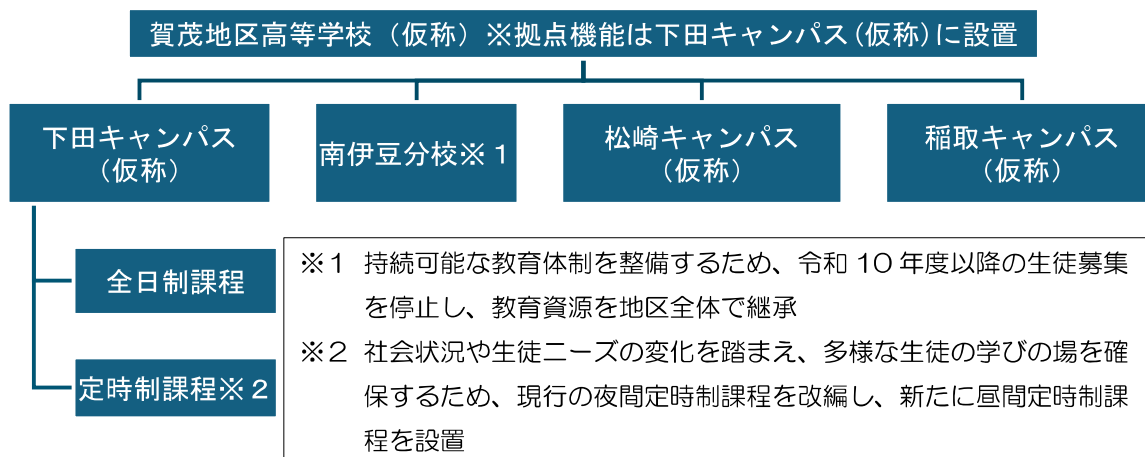
(1) 南伊豆分校の位置づけ

下田、松崎及び稲取の各校のような「キャンパス」への改称は行わず、基本的に現行の教育体制を継続する。

(2) 連携の方向性

学校行事や部活動等において、合同で実施することで教育効果が見込めるものや、募集停止に伴う小規模化の影響を軽減することが期待できる内容は、他キャンパスとの連携を検討する。

4 令和10年度（キャンパス制開始）時点の体制



5 キャンパス間連携による教育目標・教育方針

(1) 教育目標

賀茂地区全体をフィールドとした学びの展開により、地域のみならず国や世界の将来を担う一員として、多様な考えを享受し、実践する力を持った人材を育成する。

(2) 教育方針

ア キャンパス間の人材交流やICTを活用した学びを促進し、豊かな知性と感性が響き合う教育環境を整備する。

イ 各キャンパスの伝統を尊重しつつ、地域と協働した探究的・実践的な学びを展開し、個に応じた指導を充実させる。

ウ 地域の特色ある資源を活かし、自治体・大学・企業と連携して、広い視野と主体的に挑戦する姿勢を育成する。

II キャンパス制の特色

1 授業

(1) 全キャンパスの日課を揃え、各キャンパスの教員が対面で授業を行うことを基本とし、必要に応じて遠隔配信（※1）の授業（以下：遠隔授業）を実施する。

(2) 教員数が少なく、複数の科目を設定することが難しいキャンパスは、兼務教員による授業を実施する。

(3) 兼務教員による授業は、センター配信型の遠隔授業を考慮した上で、他キャンパスの兼務教員による対面授業、もしくはキャンパス間配信型の遠隔授業を実施する。

(4) キャンパス間配信型の遠隔授業は、単独キャンパス配信型を基本とする。

(5) 生徒の進路希望に応じた学校設定教科・科目を全キャンパス共通で設け、キャンパス間配信型の遠隔授業を検討する。

(6) 兼務教員による授業（遠隔を含む）について、以下の科目を検討する。

ア 地歴・公民、理科など専門の教員が実施できる科目

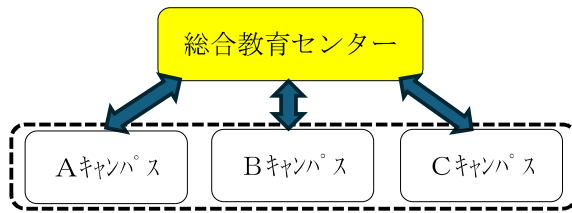
イ 芸術、家庭、情報などの必修修科目

ウ 進路ニーズに応えた学校設定科目、及び演習科目

(7) 遠隔授業による習熟度別授業は、受講人数、実施科目等を考慮し検討する。

※1 遠隔配信

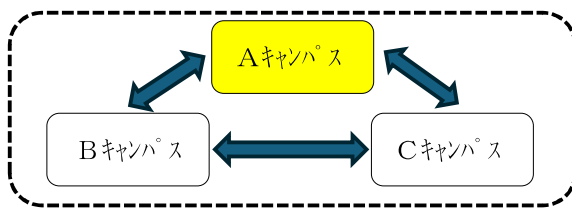
① センター配信型



配信元（教員）

受信側（生徒）

② キャンパス間配信型（ア、イ、ウの3種類）



遠隔

対面

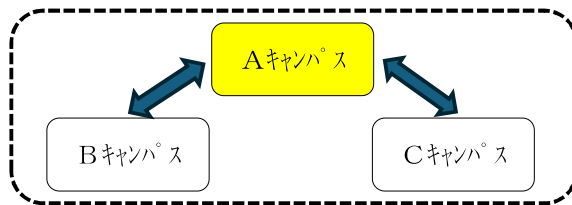
ア 単独キャンパス配信型（例）



① センター配信型
総合教育センター等から配信

② キャンパス間配信型
1つのキャンパスから配信

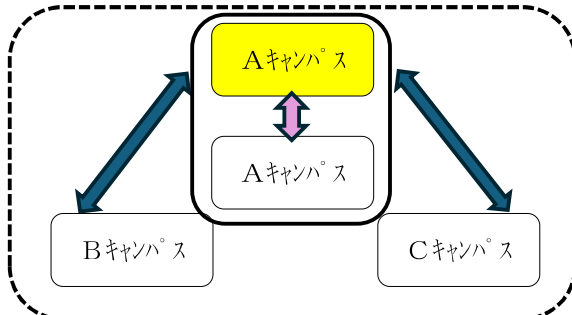
イ 複数キャンパス同時配信型（例）



ア 単独キャンパス配信型
2キャンパス間で1つのキャンパスが配信

イ 複数キャンパス同時配信型
1つのキャンパスから複数キャンパスへ配信

ウ 遠隔・対面ハイブリッド型（例）



ウ 遠隔・対面ハイブリッド型
対面で実施しているキャンパスから他キャンパスへ配信

2 学校行事

- (1) 入学式、卒業式の合同開催を検討する。
- (2) 芸術鑑賞教室、レクリエーション大会（eスポーツを含む）等の合同開催を検討する。
- (3) キャリア講座（例：下田高校の夢講座）を遠隔・対面ハイブリッド型での実施を検討する。
- (4) 各キャンパスの文化祭に、他キャンパスのブースを設け、参加することを検討する。

3 探究活動

- (1) 探究発表会について遠隔配信を含め、合同開催を検討する。
- (2) 賀茂ジモト大学を活用して、地域をフィールドとした学びの機会の提供を検討する。
- (3) 探究力向上ワークショップ等を通じた研修の機会を検討する。
- (4) 高校・大学・行政・地域団体・企業等が連携する探究コンソーシアムを構築し、地域の知見や人的資源を活用した協働的な探究活動を推進する。

4 進路指導

- (1) 進学・就職対策としてキャンパス間配信型の放課後補講、夏季補講を検討する。
- (2) 教員の交流等による夏季補講、冬季補講を検討する。
- (3) 大学・専門学校の分野別ガイダンスの合同開催を検討する。

5 部活動

- (1) 各キャンパスでの活動及び大会参加を基本とするが、各キャンパスで部員数が十分でなくなった場合は、合同チーム（※2）としての活動を検討する。
- (2) 自キャンパスにはなく、他キャンパスにある部活動は、合同部活動（※3）としての活動を検討する。
- (3) 合同部活動として参加する生徒は、各キャンパスで総合部（仮称）に所属することとする。
- (4) 合同部活動として参加する生徒は、平日は各キャンパスで、土日祝日は拠点校で活動することを基本とする。
- (5) 活動費や遠征費など、私費会計の統一を検討する。

※2 合同チーム

各キャンパスに設置された部活動が1つの同じチームとして活動すること



※3 合同部活動

1つのキャンパスに設置された部活動に他のキャンパスの生徒が参加して活動すること



6 外部との交流

(1) 高校との交流

- ア 運動部は他地区の高校と合同練習、練習試合を実施して交流する。
- イ 野球部は他地区の高校と定期戦を実施して交流することを検討する。

(2) 大学との交流

- ア 東伊豆学生サミットにおいて、地域をフィールドとした探究的な活動を通して、大学生と交流する。
- イ 地域の魅力発掘プロジェクトにおいて、一緒に講義やフィールドワークを行うことを通して、大学生と交流する。

(3) 海外との交流

- ア 下田市の姉妹都市であるニューポート及びニューヨークに隔年で海外研修を計画し、ニューヨークではタウンゼントハリス高校の生徒との交流を検討する。
- イ 下田市の黒船祭において、米海軍横須賀基地内にあるキニックハイスクールの生徒との交流を検討する。

7 教職員研修

- (1) 教職員の専門性向上及び資質向上の機会として、教科別研修や年次別研修等を合同開催する。
- (2) ICT研修、特別支援教育研修、学習評価研修、遠隔配信の効果的な実施方法に関する研修等の合同開催を検討する。
- (3) 全キャンパス、または一部キャンパスで研修の合同開催を検討する。
- (4) 対面研修、またはオンライン研修の合同開催を検討する。

Ⅲ キャンパス制移行に向けての具体的な計画

1 移行準備組織の体制

(1) 基本的な考え方

キャンパス制に関する具体的事項について、県教育委員会と連携を図りながら、将来構想検討委員会または管理運営部会での検討を踏まえ、委員長が決裁し、令和10年度の開校に向けた準備を進める。

また、将来構想検討委員会が効果的・効率的に機能し、その成果が十分に発揮できるように、管理運営部会のもとに8部会・委員会を設置し、運営部門を分担し合うなど、連携を図りながら準備を進める。

さらに、各校での検討を進めるために、各校に校内将来構想検討委員会を設置する。各校で必要な職員を校内将来構想検討委員として任命する。

(2) 組織（各組織は延べ人数）

ア 将来構想検討委員会

(ア) 委員37人

学校(36)	下田高校11人（校長、副校長、教頭（全）、教頭（定）、事務長、教諭6人（全5人、定1人） 松崎高校9人（校長、副校長、教頭、事務長、教諭5人） 稲取高校9人（校長、副校長、教頭、事務長、教諭5人） 南伊豆分校7人（副校長、教頭、教諭5人）
高校教育課(1)	学校づくり推進班1人

(イ) 委員長 下田高校校長

(ロ) 副委員長 松崎高校校長、稲取高校校長

イ 管理運営部会（21人）

(ア) 部会員：校長、副校長、教頭、代表事務長、各部長、学校づくり推進班、
下田（定）教務主任

(イ) 業務：スケジュール管理、協議事項の検討、全体調整、枠組みの検討 等

ウ 専門部会・委員会

- (ア) 総括部会 (13人) (イ) 情報部会 (5人) (ウ) 教務部会 (6人)
 (エ) 進路部会 (5人) (オ) 生徒部会 (5人) (カ) 探究・地域連携部会 (5人)
 (キ) 事務部会 (3人) (ク) 制服検討委員会 (7人)

※各校から1名ずつ招集する。

※各部会には各校の管理職のうち1名が担当する。

※各部会の部会長は、下田高校の代表者が担う。

※今後、必要に応じて他の部会等も設置する。

エ 校内将来構想検討委員会 (各校)

(ア) 部会員：管理職、各校内部会長を中心とした職員

(イ) 業務：各部会の決定に基づき、校内の各分掌・委員会等において、具体的な準備作業等

2 校名の決定方法

高校名及び各キャンパス名については、学校関係者等の意見を取入れながら、校名選考審査会を経て、教育委員会定例会へ提出する。

決定した名称は、令和9年3月公表予定の「キャンパス制基本計画」に掲載する。

3 制服

(1) 制服は、全キャンパスで統一した新しいデザインのものとする。

(2) キャンパス制高校のコンセプトに基づき、ジェンダーレスに対応したものとする。

4 開校までのスケジュール

(1) 令和8～9年度、10年4月のスケジュール (案)

令和	時期	内容
8年度	4月～	将来構想検討委員会 (年5回程度)
		将来構想検討委員会で「基本計画」作成 (令和9年3月公表) ※学校運営に必要となる具体的な計画
		各キャンパスで「キャンパス別構想」作成 (6月公表) ※縦連携 (本校・分校間) の方向性、組織体制
		・教育課程 (教務部会)
		・部活動 (生徒部会)
		・進路指導 (進路部会)
		・制服検討委員会 (生徒部会)
		・遠隔教育 (教務部会、情報部会)
		・学校行事 (各部会)
		・探究活動計画 (探究・地域連携部会)
		・学校運営等 (総括部会)
		・外郭団体 (総括部会、事務部会)
		・校名検討 (校名選考審査会)

	6月	キャンパス別基本構想公表
	11月	キャンパス制地域合同説明会
	12月	新制服デザイン決定
	3月	【設置条例改正】 「基本計画」公表 ※校名決定（校名選考審査会） ※入学選抜実施方法決定（県教委）
9年度	4月～	将来構想検討委員会（年10回程度）
		・内規改正（各部会）
		・時間割作成（教務部）
		・行事計画（各部会）
	・各式典（総括部会）	
11月	【学則改正】	
3月	各校式典	
10年度	4月	「キャンパス制」開始

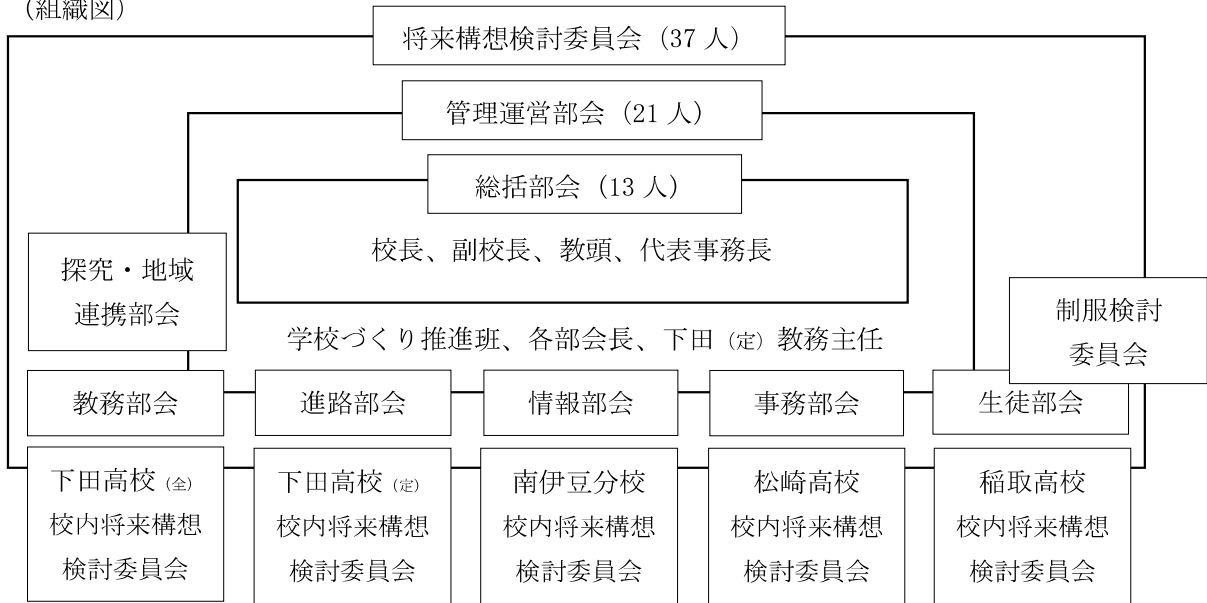
(2) 令和8年度の将来構想検討委員会のスケジュール（案）

月	内容	部会の回数	部会での協議内容
4月	第1回総括部会 ・今年度の取組の計画（案）	各校で校内将来構想検討委員会を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程 ・進路指導 ・遠隔授業 ・学校行事 ・探究活動計画 ・学校運営 ・外郭団体 ・制服（12月まで） ・部活動
5月	第1回将来構想検討委員会 ・今年度の取組の確認		
6月	キャンパス別基本構想公表		
7月			
8月	第2回将来構想検討委員会	1～2回	
9月		随時	
10月	第3回将来構想検討委員会		
11月	キャンパス制地域合同説明会	随時	
12月	新制服デザイン決定		
1月	第4回将来構想検討委員会 ・基本計画（最終報告案） ・その他（各部会での検討事項）		
3月	基本計画（最終報告）の完成		

5 その他

- (1) 松崎高校のキャンパス化に伴う式典（校名変更式）を令和10年3月に実施する。
- (2) 稲取高校のキャンパス化に伴う式典（校名変更式）を令和10年3月に実施する。

(組織図)



※各部会（事務部会を除く）・委員会は管理職と関係職員で構成

※事務部会は事務長と関係職員で構成

部活動の合同実施について

(高校教育課、特別支援教育課、健康体育課)

1 要旨

「持続可能な運営に向けた部活動改革の取組」の一環として、本年度、賀茂地域をモデルに実施してきた部活動の合同実施について、来年度から、全県（県立高校、県立特別支援学校高等部）で実施する。

2 現状・課題

- ・今後の生徒数及び教員数の減少に伴い、部活動の持続可能性に困難が発生
- ・部活動機会の確保と教員負担軽減の観点から、部活動の合同実施を進める必要
- ・共生・共育を推進する観点から、高校と特別支援学校の垣根を越えた取組も重要

3 実施方式

部活動の機会の確保や、地域の特性等を活かした部活動の充実・活性化を目指す（部活動の強化が目的ではない）ことに留意した上、以下の方式で実施

方式	内容
①合同チーム (代表引率型)	それぞれ指導者がいる複数校の部活動が、 <u>一時的に合同で活動し、合同チームを編成する</u> →合同練習・大会参加時に代表者のみの指導・引率を可とする
②合同部活動 (拠点校等)	一つの部活動を <u>複数の学校で運営する</u> (拠点校等に設置するが、連携校でも(形式的に)部を設置。 <u>一定の期間にわたって、継続されることを想定</u>)
参考	合同チーム(各校引率型) 内容は①と同様(従来型) →各校指導者による指導・引率が必要

<イメージ>

①合同チーム



②合同部活動



4 承認手続き

- ①学校間（高校、特別支援学校）で合同実施につき協議
- ②合同実施を行いたい学校が高校教育課または特別支援教育課（所管課）に申請
- ③所管課が当該年度の合同実施を承認、兼務発令

5 スケジュール

日時	内容
3月中旬	各学校あて通知（私立高校にも情報提供）
4月～	各校で順次実施 県高体連・県高野連・県高文連理事会、市町教育長会等で周知

監査結果に関する報告

(財務課)

令和 7 年度第 4 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和 8 年 3 月 2 日に、今年度、第 4 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 7 年 11 月 12 日から令和 8 年 1 月 29 日までに実施した県立学校等 35 所属の定期監査の報告で、教育委員会については、県立学校等 35 所属のうち 1 件の指摘及び 1 件の注意が付された。

(1) 定期監査

<指摘 1 件>

監査箇所	指 摘 事 項 等	
伊豆の国特別支援学校	件名	建設工事における不適切な事務処理
	内容	伊豆の国特別支援学校は、令和 7 年度に実施したエレベーター修繕工事において、工期内に完成図書が提出されなかったことに対し、遡った日付による工期延長請求書を提出させ、工期延長の手続を実施していた。 さらに、延長後の工期内においても完成図書が提出されなかったが、工期延長の手続を行わず、遡った日付による完成図書の受理及び検査手続を実施していた。

<注意 1 件>

監査箇所	指 摘 事 項 等	
焼津中央高等学校	件名	所得税の納付遅延
	内容	焼津中央高等学校は、令和 7 年 7 月 10 日納付期限の所得税の納付を失念し、不納付加算税 5,000 円を発生させた。

2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和 8 年 6 月 2 日までに監査委員へ報告する。

監査第 118 号 - 2
令和 8 年 3 月 2 日

静岡県教育委員会教育長
池 上 重 弘 様

静岡県監査委員
山 下 和 俊

静岡県監査委員
松 本 早 巳

静岡県監査委員
土 屋 源 由

静岡県監査委員
木 内 満

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 7 年 11 月 12 日から令和 8 年 1 月 29 日までに実施した監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

第1 監査の概要

令和7年11月12日から令和8年1月29日までに実施した出先機関に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

第2 定期監査（出先機関）の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

(1) 焼津中央高等学校

ア 監査実施日 令和8年1月29日

イ 監査結果

(7) 財務監査 注意 所得税の納付遅延

(2) 伊豆の国特別支援学校

ア 監査実施日 令和8年1月29日

イ 監査結果

(7) 財務監査 指摘 建設工事における不適切な事務処理

2 監査結果がない機関

(1) 静東教育事務所	(監査実施日 令和7年12月22日)
(2) 伊豆伊東高等学校	(監査実施日 令和7年12月23日)
(3) 伊豆中央高等学校	(監査実施日 令和7年12月23日)
(4) 三島長陵高等学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(5) 裾野高等学校	(監査実施日 令和7年12月23日)
(6) 吉原工業高等学校	(監査実施日 令和7年12月23日)
(7) 富士宮北高等学校	(監査実施日 令和7年11月28日)
(8) 静岡西高等学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(9) 静岡商業高等学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(10) 清流館高等学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(11) 藤枝東高等学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(12) 藤枝西高等学校	(監査実施日 令和7年12月23日)
(13) 藤枝北高等学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(14) 島田高等学校	(監査実施日 令和7年12月23日)
(15) 島田商業高等学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(16) 横須賀高等学校	(監査実施日 令和8年1月29日)

(17) 小笠高等学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(18) 磐田南高等学校	(監査実施日 令和7年11月12日)
(19) 浜松北高等学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(20) 浜松南高等学校	(監査実施日 令和7年12月23日)
(21) 浜松東高等学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(22) 浜松大平台高等学校	(監査実施日 令和7年12月23日)
(23) 浜松城北工業高等学校	(監査実施日 令和7年12月23日)
(24) 浜松商業高等学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(25) 浜松湖北高等学校	(監査実施日 令和7年12月23日)
(26) 湖西高等学校	(監査実施日 令和7年11月18日)
(27) 静岡聴覚特別支援学校	(監査実施日 令和7年12月23日)
(28) 清水特別支援学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(29) 藤枝特別支援学校	(監査実施日 令和7年12月23日)
(30) 吉田特別支援学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(31) 袋井特別支援学校	(監査実施日 令和8年1月29日)
(32) 浜名特別支援学校	(監査実施日 令和7年11月20日)
(33) 東部特別支援学校	(監査実施日 令和8年1月29日)

(別表) 監査結果の概要

【定期監査（出先機関）】

監査箇所	区分	概要	
焼津中央高等学校	注意	件名	所得税の納付遅延
		内容	焼津中央高等学校は、令和7年7月10日納付期限の所得税の納付を失念し、不納付加算税5,000円を発生させた。
伊豆の国特別支援学校	指摘	件名	建設工事における不適切な事務処理
		内容	伊豆の国特別支援学校は、令和7年度に実施したエレベーター修繕工事において、工期内に完成図書が提出されなかったことに対し、遡った日付による工期延長請求書を提出させ、工期延長の手続を実施していた。さらに、延長後の工期内においても完成図書が提出されなかったが、工期延長の手続を行わず、遡った日付による完成図書の受理及び検査手続を実施していた。

静岡県へき地手当支給規則の一部改正

(教育総務課)

専決処理により、静岡県へき地手当支給規則の一部改正を行った。

1 趣旨

へき地教育振興法施行規則等の改正に伴い、静岡県へき地手当支給規則について、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 人事委員会勧告に基づく「へき地教育振興法施行規則」に準じた改正

ア 地域手当との併給調整の廃止

地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しないこととされてきたが、国の改正と同様にこれらの手当間の調整措置を廃止する。

イ へき地手当に準ずる手当の支給対象の拡大

新たに採用された日の前日に勤務していた学校等に引き続き勤務することとなった職員のうち、新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員で、指定日前 3 年以内に当該学校等に異動したことに伴って住居を移転した職員を支給対象に追加する。

(2) 学校統廃合に伴う学校名の改正

該当所属	統廃合又は廃止の内容	改正内容
南伊豆中学校	南伊豆東中学校と統合し廃止	へき地学校の指定を除外 (別表第 1)
南伊豆東中学校	南伊豆中学校と統合し南伊豆中学校を新設	南伊豆中学校を新設 (別表第 3)

3 専決処理とする理由

本改正は、国の法令改正に準ずること及び南伊豆町立学校の改廃により行うものであり、個別の検討を要しない。

よって、静岡県教育委員会事務決裁規程第 3 条に規定する「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の軽易な改正に関すること。」に該当することから、専決処理により規則改正を行った。

4 施行日

上記 2 (1) ア、イ：公布日（令和 7 年 4 月 1 日適用）

上記 2 (2)：令和 8 年 4 月 1 日